

よくわかるFPシリーズ

合 格 テ キ ス ト

FP1 技能士1級

1

ライフプランニングと
資金計画・リスク管理

TAC FP講座 編

第1章

FPと職業倫理・関連法規

過去の出題状況	2021.5	2021.9	2022.1	2022.5	2022.9	2023.1
関連法規	☆			☆		

1. FPと職業倫理・関連法規の関係

顧客の幅広い相談に応えるために問われるFPの職業倫理や関連法規の関係について確認する。

2. 職業倫理

FPは顧客の立場に立った職業倫理が大切である。

3. 関連法規

FPは顧客の要望に応えようとするために他の専門家の領域を侵してはならない。

1 FPと職業倫理・関連法規の関係

FPは顧客（主として個人）のファイナンスについての相談に対し中立的に、総合的かつ長期的なスタンスでファイナンシャル・プランニングを行い、顧客の夢や希望、目標に対するアドバイスや実行を援助する専門家であるといえる。

そのため、個人のお金に関する全般的な知識はもちろん、「年金」「保険（リスクマネジメント）」「経済・金融」「税金」「不動産関連」「相続・事業承継」など幅広い専門知識も必要とされる。

しかし、幅広い知識があるがゆえに顧客の要望に応えようとするあまり、他の資格を持たないFPが他の専門家の領域に足を踏み入れることは法律に抵触することを把握しておかなければならない。そのため、顧客の希望を完璧に実現するためには、1人のFPが行うことにある場合も視野に入れておかなければならない。

そこで、他の専門家（税理士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、行政書士、社会保険労務士、生命・損害保険会社、証券会社、銀行・信託銀行、不動産業者など）と連携し、協働してファイナンシャル・プランニングを実現することも考えられるため、個人情報の取り扱いには注意が必要である。

また、独立系FPでは顧客から直接フィー（相談料）を得るとともに、プランの実行援助に伴い金融機関からコミッション（手数料）収入が発生することもある。このような場合でもFPに職業倫理が問われることはいうまでもない。

POINT!

FPとして職業倫理の遵守、関連する法律の遵守は切り離すことはできない。

2 FPの職業倫理

1 顧客利益の優先

FPが顧客に提案したライフプランニングがFPの収益性確保を優先したプランであってはならない。また、FPの提案内容が顧客の希望や目標と相違している場合、そのプランを無理に納得させても意味はなく、顧客と再度話し合い、顧客の意図しているプランニングを行うことを心がけるべきである。これに反したプランニングを提案し実行援助に際しフィーやコミッション収入を得たとしても顧客満足を得られることは難しく、信頼関係を築くことはできない。

FPは、常に顧客利益を優先しなければならない。

2 守秘義務の遵守

FPは、ライフプランニングを行うにあたり、顧客の収入、支出、資産、家族構成や生年月日などあらゆる個人情報を接することになる。その情報の取り扱いは、十分な注意が必要といえる。個人情報などの漏洩は顧客との信頼関係を損なうことはもちろん、内容によっては、刑事罰の対象になることもあります。

FPは、職務上知り得た顧客の情報を、顧客の同意なく第三者に漏らしてはならない。

3 顧客に対する説明義務（アカウンタビリティ）

FPは、顧客に対して相談方法や手順を含め理解を得られないままプランニングを進めたとしても、実行されない無理なプランで終わってしまうことになる。

また、金融商品等を取り扱うFPは、法律における説明義務のみならず、顧客が理解できるように説明をする必要があり、納得ができているか確認しながら進めること（インフォームド・コンセント）は大切である。

4 コンプライアンスの徹底

FPは、プランニングを行う際に税理士法や弁護士法など各種の業法に抵触し、他の専門家の領域に踏み込むことのないようにコンプライアンス（法令遵守）の徹底は必須である。また、金融商品や保険商品などを取り扱うFPは、金融商品取引法、金融サービス提供法、消費者契約法、保険法、保険業法など多岐にわたるコンプライアンスを徹底しなければならない。

POINT!

- ① 顧客利益の優先
- ② 守秘義務の遵守
- ③ 顧客に対する説明義務
- ④ コンプライアンスの徹底

3 FPと関連法規

1 税理士法

FPは、顧客のあらゆるデータを基にライフプランニングを行うにあたり、税金の分野を無視することは不可能である。税理士でないFPは、税務の専門家である税理士の職域を認識する必要がある。

税理士の業務は、税理士法の中で「**税務代理行為**」「**税務書類の作成**」「**税務相談**」を挙げている。

税理士資格のないFPが、「**業として行う税務相談**※」は税理士法違反となる。例えば、FPが顧客から税金に関する相談を受け、回答を求められることは数多くあるといえる。しかしながら、個別具体的な税務質問に答えることは、税理士の専門領域である「**業として行う税務相談**」に抵触するおそれがあることを忘れてはならない。

※ 「**業として行う税務相談**」とは、「**税務代理行為**」「**税務書類の作成**」「**税務相談**」を反復継続して行い、または反復継続して行う意思をもって行うことをいう。この行為は、**営利目的の有無、有償・無償は問わないこと**とされている。

よって、FPは、プランニングを業として行う場合、顧客のデータを参考にしつつ、具体的な数値から離れた仮定の金額を用いた税のプランニングに留める必要がある。

FPが行える範囲としては、**一般的な情報・資料の提供や相談、講演等**がある。

2 弁護士法

弁護士の職域は、具体的な権利義務関係全般にわたる非常に広いものである。弁護士でないFPは、**具体的な法律事件（一般的な法律事務）についての相談、判断、アドバイス**はできない。

例えば、債務整理、遺言書作成、事業承継（遺産分割）などの相談を受け、回答する場合、微妙な法律解釈が必要とされるケースも考えられる。法律判断を必要とする事案について、弁護士資格のないFPは一般的な回答に留め、その後の判断や処理手続きは弁護士に任せせる必要がある。

一方、**一般的な説明**の範囲で相談を行うことは可能である。

3 社会保険労務士法

公的年金額の計算や各種社会保険の知識は、FPにとって不可欠であり、公的年金の受給見込み額の計算や知識を活用したライフプランニングを行うことは可能である。

一方、業として行う事務であって、労働社会保険諸法令に基づく「**申請書類の作成、その提出に関する手続きの代行**」「**申請等の代理**」「**帳簿書類の作成**」などは社会

保険労務士の独占業務として社会保険労務士法で定められている。

4 司法書士法

司法書士の独占業務の代表的なものとして、不動産の「**権利に関する登記**」が該当し、業として行う「**登記に関する手続きの代理**」「**法務局に提出する書類の作成**」は有償・無償を問わず司法書士法において司法書士の独占業務とされている。

5 土地家屋調査士法

不動産の「**表題登記**」について必要な「土地または家屋に関する調査・測量」のうえ「**登記申請手続きの代理**」等が土地家屋調査士法において土地家屋調査士の独占業務として定められている。

6 不動産の鑑定評価に関する法律

他人の求めに応じて報酬を得て業として行う「**不動産の鑑定評価**」は、不動産鑑定士の独占業務として不動産の鑑定評価に関する法律で定められている。

7 金融商品取引法

FPが行うプランニングの中には、金融資産の運用設計を並行して行うことがある。その中でも有価証券を用いた運用に際しては、金融商品取引業として「**投資助言・代理業**」「**投資運用業**」との境界が問題となる。これらは内閣総理大臣の登録を受けることが必要である。

金融商品取引法は、有価証券の価値や金融商品の価値などの分析に基づく投資判断について報酬を得て助言を行う契約を「**投資顧問契約**」とし、この契約に基づいて助言を業として行うことを「**投資助言・代理業**」としている。

また、投資一任契約を締結し、この契約に基づいて金融商品の価値などの分析を行い、運用を業として行うことを「**投資運用業**」としている。

例えば、金融商品取引業者として登録をしていないFPが、顧客から資産運用について相談があり報酬を得て、金融商品についての運用、取り扱いの回答を行うに際し、金融商品の経済的な価値を分析し、いつ、いかなる量で、どのような投資をすればよいかについて判断に関する助言を口頭、文章、メールなどで行うことは、投資助言・代理行為に該当する可能性があり、注意が必要といえる。

したがって、「**投資助言・代理業**」「**投資運用業**」でないFPは、有価証券などのポートフォリオのプランニングを業として行うことはできない。

一方、一般的な経済情勢、景気動向、企業業績、金融商品の仕組みなどの説明を行うことは可能である。

8 保険業法

保険募集人*として登録していないFPは、保険業法に規定された内容を十分に把握する必要がある。保険募集人であるFPが保険などの募集をする際にも注意する必要があるといえる。

例えば、FPが顧客のプランニングに際し保障額や保険商品について説明を求められることはよくあることだが、**保険募集人の登録をしていないFPは、保険契約の募集・勧誘を目的とした商品の説明**をすることはできない。

一方、必要保障額の計算や保険商品の一般的な仕組み、活用法の説明、講演を行うことは可能である。

* 生命保険募集人、損害保険代理店または少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く）

9 宅地建物取引業法

宅地建物取引業は、以下に掲げる行為のいずれかを業として行う場合、免許が必要である。

- ① 宅地または建物の売買、交換
- ② 宅地または建物の売買、交換、貸借の代理
- ③ 宅地または建物の売買、交換、貸借の媒介

■宅建業免許が必要なもの=○ 必要でないもの=×

区分	自己物件	他人の物件の代理	他人の物件の媒介
売 買	○	○	○
交 換	○	○	○
賃 貸	×	○	○

免許には、都道府県知事の免許（1つの都道府県の区域にのみ事務所を設置）と国土交通大臣の免許（複数の都道府県に事務所を設置）がある。

免許を受けないFPは、宅地建物取引業を営むことはできない。

POINT!

専門資格者である税理士、弁護士、社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士の独占業務の違いを正確に覚えておこう。

チェックテスト

- (1) ファイナンシャル・プランナーは、フィーやコミッションを取得することを目的として顧客の利益を犠牲にするようなプランニングを作成することは、慎まなければならない。
- (2) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の求めに応じて行う個別具体的な税務相談は、その行為が無償であれば税理士法に抵触しない。
- (3) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客のデータを参考にした架空の事例に基づく一般的な税の説明を有償で行うことは、税理士法に抵触しない。
- (4) 保険募集人として登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、保険の募集行為をすることは、保険業法に抵触しない。
- (5) 弁護士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の遺産分割の問題が生じた際、相続に関する一般的な説明を無償で行うことは、弁護士法に抵触しない。
- (6) 弁護士・司法書士・行政書士の資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、報酬を得る目的で顧客の自己破産手続きを行う行為は弁護士法に抵触する。
- (7) 社会保険労務士の独占業務として、報酬を得て業として行う事務であって、労働社会保険諸法令に基づく「申請書等の作成、その提出に関する手続の代行」「申請などの代理」「帳簿書類の作成」が社会保険労務士法で定められている。
- (8) 不動産の鑑定評価に関する法律により、他人の求めに応じて報酬を得て業として行う「不動産の鑑定評価」は、不動産鑑定士の独占業務である。
- (9) 土地家屋調査士法により、不動産の権利に関する登記について、他人の依頼を受けて業として行う「登記に関する手続きの代理」「法務局に提出する書類の作成」は、有償・無償を問わず、土地家屋調査士の独占業務である。
- (10) 宅地建物取引業者でないファイナンシャル・プランナーが、「業」として顧客の宅地または建物を顧客の代理人という立場で売買することは、宅地建物取引業法に抵触しない。

解答

- (1) ○ (2) × (3) ○ (4) × (5) ○
(6) ○ (7) ○ (8) ○ (9) × (10) ×

第2章

ライフプランの手法

過去の出題状況	2021.5	2021.9	2022.1	2022.5	2022.9	2023.1
係数の活用			☆		☆	☆

1. ライフプランとファイナンシャル・プランニング

ライフプランとファイナンシャル・プランニングの関係について。

2. ライフプランの手法

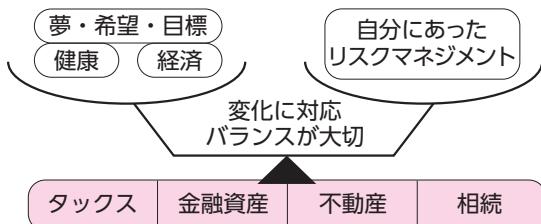
- (1) ライフイベント表とは
- (2) キャッシュフロー表とは
- (3) 個人バランスシートとは
- (4) 係数の活用

1 ライフプランとファイナンシャル・プランニング

個人の価値観によるそれぞれの生き方は、「ライフプラン」の前提であり「ライフデザイン」と呼ばれている。

個人はライフデザインに基づき生活の具体化、方向付け、プランにおける課題を整理しライフプランを実行する。

「ライフプラン」は、人生の節目ごとに見直すことも必要となる。それと同時に万が一のアクシデントに備える「リスクマネジメント」も変化するため、必要に応じた対応を行うことが大切である。



一般に人生の中で大きな資金が必要となるものは、**住宅取得資金、教育資金、老後の生活資金**（人生の三大資金と呼ばれる）の3つがあげられ、資金計画の重要度も高く、ライフプランを考える上でもこれらの三大資金の分配は重要である。

POINT!

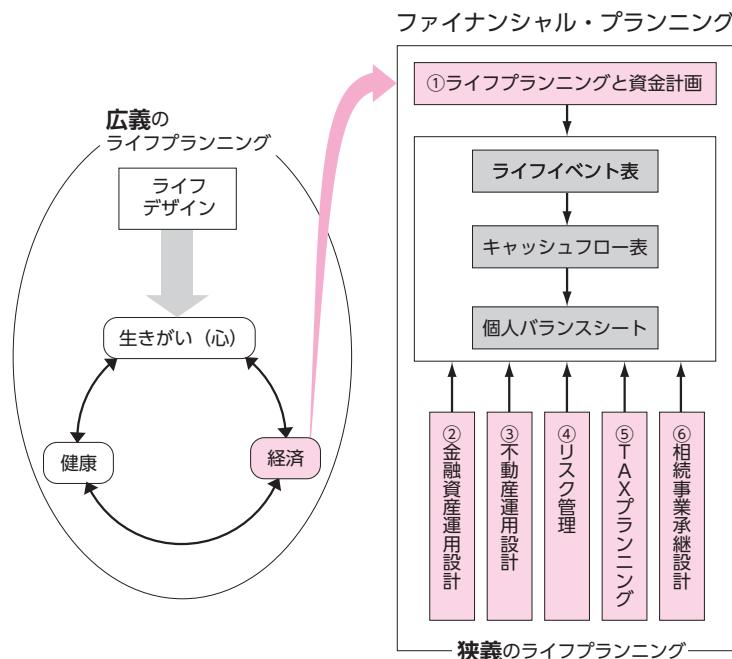
ライフプランの変化に応じたファイナンシャル・プランニングが大切！
人生の三大資金（住宅・教育・老後）の計画は特に重要といえる。

2 ファイナンシャル・プランニング

1 広義のライフプランニングと狭義のライフプランニング

- ・広義のライフプランニングとは、健康・生きがい（心）・経済の、いわゆる3Kをバランスよくみつめ、生きがいを中心としたライフデザインを中心に、それを支える経済プランと健康を総合的にみた概念である。
- ・狭義のライフプランニングとは、広義のライフプランニングの中での経済プラン、つまりファイナンシャル・プランニングの領域内で使われる概念であり、広義のライフプランニングを計数化したものである。

■ライフプランとFP



POINT!

ファイナンシャル・プランニングは、6分野の知識を集約したものである。

3 ライフプランニングの手法

1 ライフィベント表

ライフィベント表とは、顧客本人とその家族の将来の予定や希望（イベント）を時系列に沿って表すものである。目的は、漠然としたライフィベントの再確認による優先順位の把握、その費用・収入の数値化である。記載する数値（見積もる数値）は、**現在価値**である。

■例

西暦	年齢				イベントと必要資金	
	夫	妻	長男	長女		
	一郎	花子	太郎	良子		
2023年	43	41	13	11	太郎中学入学	
2024年	44	42	14	12	マイホーム購入	800万円
2025年	45	43	15	13	良子中学入学	
2026年	46	44	16	14	太郎高校入学	
2027年	47	45	17	15	車の買換え	200万円
2028年	48	46	18	16	良子高校入学	
2029年	49	47	19	17	太郎大学入学	80万円
2030年	50	48	20	18		

(注) 年齢は各年末時点の満年齢を記載。

2 キャッシュフロー表

キャッシュフロー表は、現在の収支状況や今後のライフプランをもとに、将来の収支状況や貯蓄残高を予想し表形式でまとめたもの。

(1) 可処分所得

自分で自由に使える（処分可能な）お金のこと。キャッシュフロー表の「収入欄」には、年収（表面的な収入）ではなく、**可処分所得**（年単位）を記入する。

$$\text{サラリーマンの可処分所得} = \text{年収} - (\text{社会保険料}^* + \text{所得税} \cdot \text{住民税})$$

* 社会保険料=厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料

(2) キャッシュフローの数値の見積もり

キャッシュフロー表を作成する際には、ライフィベント表に「**現在価値**」で記入した予算や収入を、「**将来価値**」に直す計算を行う。収入、物価、教育費などの変動率（上昇率・下降率）の予測、貯蓄残高の運用利率の予測が重要となる。

$$\text{年間収支} = \text{収入合計} - \text{支出合計}$$

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$\text{将来価値} (\bigcirc\text{年後の予想額}) = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$\text{現在価値} = \text{将来の金額} \div (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

■例

(単位：万円)

		西暦 変動率	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
田中 一郎			43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳
田中 花子			41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳
田中 太郎			13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
田中 良子			11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
収入	夫収入	1 %	590	595	601	607	613	620	626	632
	妻収入	0 %			80	80	80	80	80	80
	その他									
収入合計			590	595	681	687	693	700	706	712
支出	基本生活費	1 %	240	242	244	247	249	252	254	257
	住居費	0 %	144	870	170	170	170	170	170	170
	教育費	1 %	75	71	94	98	101	113	199	138
	保険料	0 %	45	45	45	45	45	45	45	45
	その他の生活費	1 %	25	25	25	25	26	26	26	26
	一時的な支出	1 %					208			
支出合計額			529	1,253	578	585	799	606	694	636
年間収支			61	▲658	103	102	▲106	94	12	76
貯蓄残高		1 %	1,000	352	458	564	463	561	578	659

(注) 万円未満は切捨て計算。

3 個人バランスシート（個人B／S）

個人の場合も、企業の「貸借対照表」のように資産と負債のバランスを示す「個人バランスシート」を作成することで、資産と負債の状況を把握することができる。

(注) 現状を把握するため、数値は取得価格ではなく**時価**で記入する。

■例

【資産】		【負債】	
現預金	600万円	住宅ローン	3,200万円
外貨預金	100万円	自動車ローン	100万円
株式	300万円	負債合計	3,300万円
マンション	2,500万円	【純資産残高】	350万円
自動車	150万円	負債・純資産合計	3,650万円
資産合計	3,650万円		

4 係数の活用

ライフプランニングを行う際に、目標資金達成のために、毎年の積立額や、取り崩していく金額などについての様々なシミュレーションが必要とされる。このようなときに電卓一つで計算するために使用するのが6つの係数である。

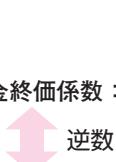
$$\text{知りたい金額} = \text{元となる金額} \times \text{係数}$$

$$\text{知りたい金額} = \text{元となる金額} \div \text{逆数となる係数}$$

- ① 終価係数：現在の額から将来の額を求めるときに使用する。



- ② 現価係数：将来の額から現在の必要な額を求めるときに使用する。



- ③ 年金終価係数：毎年の積立額から将来の元利合計を求めるときに使用する。



- ④ 減債基金係数：将来の目標額を貯めるために毎年の積立額を求めるときに使用する。



- ⑤ 年金現価係数：希望する年金額（引出額、取崩し額）を受け取るために必要な年金原資を求めるときに使用する。



- ⑥ 資本回収係数：現在の額を運用しながら受け取れる年金額（引出額、取崩し額）や借入額に対する利息を含めた毎年の返済額を求めるときに使用する。

■資料 係数早見表（年率4%の場合）

年	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1	1.040	0.9615	1.00000	1.04000	1.000	0.962
2	1.082	0.9246	0.49020	0.53020	2.040	1.886
3	1.125	0.8890	0.32035	0.36035	3.122	2.775
4	1.170	0.8548	0.23549	0.27549	4.246	3.630
5	1.217	0.8219	0.18463	0.22463	5.416	4.452
10	1.480	0.6756	0.08329	0.12329	12.006	8.111

POINT!

■係数計算のケーススタディ（上記の係数早見表を使用）

① 終価係数

100万円を年利率4%で複利運用すると5年後はいくらになるか？

$$100\text{万円} \times 1.217 = 1,217,000\text{円}$$



② 現価係数

年利率4%の複利運用で5年後に100万円受け取るには、今いくら必要か？

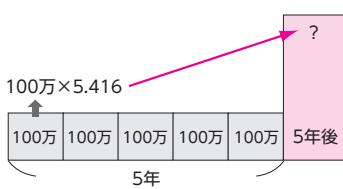
$$100\text{万円} \times 0.8219 = 821,900\text{円}$$



③ 年金終価係数

毎年100万円を年利率4%で積み立てると、5年後はいくらになるか？

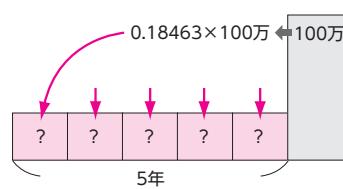
$$100\text{万円} \times 5.416 = 5,416,000\text{円}$$



④ 減債基金係数

5年後に100万円にするには、年利率4%で毎年いくら積み立てればよい？

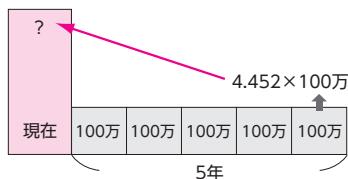
$$100\text{万円} \times 0.18463 = 184,630\text{円}$$



⑤ 年金現価係数

毎年100万円を5年間受け取るために、年利率4%の運用で、今いくら必要か？

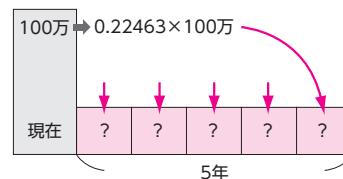
$$100\text{万円} \times 4.452 = 4,452,000\text{円}$$



⑥ 資本回収係数

100万円を年利率4%で運用しながら5年間均等に受け取ると、毎年いくら受け取れるか？

$$100\text{万円} \times 0.22463 = 224,630\text{円}$$



チェックテスト

係数表を使用し各問に答えなさい。円未満の端数は切り捨てるものとする。

(年率: 3%)

	終価係数	現価係数	年金終価係数	年金現価係数
5年	1.1593	0.8626	5.3091	4.5797
10年	1.3439	0.7441	11.4639	8.5302
15年	1.5580	0.6419	18.5989	11.9379
20年	1.8061	0.5537	26.8704	14.8775
25年	2.0938	0.4776	36.4593	17.4131

- (1) 元金1,000千円を年利率3%で複利運用した場合、10年後の元利合計額は1,343,900円となる。
- (2) 年利率3%で複利運用するとき20年後に1,000千円を準備したいと考えている場合、元金553,700円があればよい。
- (3) 毎年500千円の一定額を年利率3%で複利運用しながら積み立てた場合、10年後の元利合計は5,731,950円となる。
- (4) 每年一定額を、年利率3%で複利運用しながら積み立て、10年後に支払う5,000千円を用意する場合、毎年の積立金額は436,151円である。
- (5) 年利率3%で複利運用しながら、毎年2,000千円を15年間受け取る場合、元金として23,875,800円が必要である。
- (6) 元金2,000千円を年利率3%で複利運用しながら毎年均等に取り崩して25年間にわたって受け取る場合、毎年の受取額は114,856円である。
- (7) 元金を資本回収係数で除すると、元金を複利運用しながら年金として取り崩す場合に受け取ることができる年金額が求められる。

解答

- (1) $1,000,000\text{円} \times 1.3439 = 1,343,900\text{円}$
- (2) $1,000,000\text{円} \times 0.5537 = 553,700\text{円}$
- (3) $500,000\text{円} \times 11.4639 = 5,731,950\text{円}$
- (4) $5,000,000\text{円} \div 11.4639 = 436,151.7 \cdots \rightarrow 436,151\text{円}$
減債基金係数の逆数である年金終価係数で除して求める。
- (5) $2,000,000\text{円} \times 11.9379 = 23,875,800\text{円}$
- (6) $2,000,000\text{円} \div 17.4131 = 114,856.0 \cdots \rightarrow 114,856\text{円}$
資本回収係数の逆数である年金現価係数で除して求める。
- (7) 年金額 = 元金 × 資本回収係数 = 元金 ÷ 年金現価係数

第3章

ライフプランと資金計画

過去の出題状況	2021.5	2021.9	2022.1	2022.5	2022.9	2023.1
住宅ローン・すまい給付			☆		☆	
教育資金		☆				

1. 住宅取得プランニング

住宅取得時の自己資金の積立と住宅ローンの2つの側面についてとらえる。

2. 教育資金プランニング

教育資金の積立と公的教育ローンおよび奨学金について確認する。

1 住宅取得とライフプラン

1 住宅取得の考え方

住宅取得は、個人にとっては一生で最も高い買い物といえる。不動産価格は物件の立地条件や建築費等により大きな影響を受け、中古不動産においても購入者の希望条件の変化に応じ、その価格は大きく異なる。

また、それぞれのライフプランに合った住宅取得の方法も多様化しており、不動産を取得する意味をよく考え理解する必要があるといえる。

大きく分けると「賃貸」と「購入」となるが、それぞれのメリット・デメリットをよく認識したうえで選択していくべきである。

住宅を購入する場合には、現金で一括購入するケースは少なく、購入資金の一部は住宅ローンを組むことが多い。

一般的な住宅ローンは、購入価格の80%程度まで（100%融資もある）となつてゐるため、残額20%以上の頭金+諸費用を合わせた自己資金の準備が必要となる。自己資金の積立が計画どおり進んでいない状況で、無理な住宅購入は避けるべきである。

また、借入可能額より返済できる借入限度額を計算して借入額を決めるべきである。

ボーナス返済を検討する場合は、年俸制の導入やボーナス支給額の低下も考慮しておくほうが安全であるといえる。

2 諸費用

■住宅購入時に物件購入価格以外に必要な主な諸費用

仲介手数料	宅地建物取引業者を通じて購入した場合にかかる 購入価格の約3%程度は考慮しておく
印紙税	売買契約書や請負契約書に添付するもの 契約金額に応じて異なる
不動産取得税	土地や建物を取得したときにかかる税金
登録免許税	不動産登記をするときにかかる税金
登記手数料	登記手続の代行料として司法書士に支払う報酬
火災保険料	火災保険の保険期間により異なるが、期間が長ければ数十万円は必要である
融資事務手数料	住宅ローン利用時の手数料（消費税別）の一般例 ・銀行融資の場合30,000円 ・フラット35（買取型）3万～5万円 金融機関によっては融資金額×2.0%

保証料 (ローン保証料)	保証人に代えて保証機関・保証会社に依頼するときに係る費用（フラット35などでは保証料は不要） ・外枠方式＝保証会社に一括して支払う ・内枠方式＝保証料相当分を金利に上乗せして支払う
団体信用生命保険料	団体信用生命保険（団信） ：ローン債務者が被保険者、契約者・受取人が金融機関（債権者）となる保険（ワーリング・オフの対象とならない） ローン債務者が死亡・高度障害のとき、ローン残高が保険金として債権者に支払われ住宅ローンが相殺される保険であり、債務者の遺族などはその後のローン支払いがなくなるといった特徴がある 民間住宅ローン ：強制加入（保険料は金利に含まれる） フラット35 ：毎月の支払いに保険料等の費用が含まれる 財形住宅融資 ：保険料は別途必要（口座振替毎年支払い）

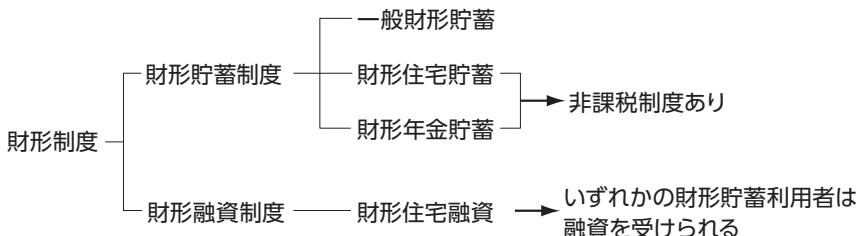
3 自己資金

自己資金の積立にあたっては、利率が高いといったことだけでなく、税制上の特典や融資に関する特典も考慮に入れ商品選択をすることが大切といえる。

代表的なものに財形住宅貯蓄があげられる。

(1) 財形貯蓄（「勤労者財産形成貯蓄」）

財形貯蓄とは、勤労者が事業者の協力を得て給与天引きで行う貯蓄のこと。財形貯蓄を行っている者が要件を満たせば、財形融資制度を利用できる。



(2) 財形貯蓄の種類

財形貯蓄には、**一般財形貯蓄**、**財形住宅貯蓄**、**財形年金貯蓄**の3種類があり、財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄には、一定限度額まで利息が非課税になる特典がある。

一般財形貯蓄の利息相当分には20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税金がかかり、金融機関で20.315%天引き（源泉徴収）する。

財形貯蓄を行っていると財形住宅融資を受けられることも特典の1つといえる。

(3) 貯蓄型と保険型

財形貯蓄商品は「貯蓄型」「保険型」に区分され、非課税の限度額に違いがある。

- ・貯蓄型：銀行・証券会社等の財形貯蓄商品
- ・保険型：保険会社の財形貯蓄商品

(4) 財形貯蓄の種類と特徴

	一般財形貯蓄	財形住宅貯蓄	財形年金貯蓄
目的	自由	自己の居住する住宅取得・増改築の費用に充当する	60歳以降、原則5年以上20年以内に年金で受け取る（一時金受取りは課税）
年齢要件	なし	満55歳未満（契約締結時）	
積立期間	3年以上	5年以上*	5年以上
積立限度額	制限なし	[貯蓄型] [保険型] 財形年金貯蓄と合わせて元利合計・払込保険料550万円	[貯蓄型] 財形住宅貯蓄と合わせて元利合計550万円 [保険型] 払込保険料385万円、かつ、財形住宅貯蓄と合わせて550万円
積立の中断	何年でも可（回数制限なし）	2年末満であれば可（回数制限なし）	
税金	源泉分離課税	非課税	
目的外払出	—	[貯蓄型] 5年間さかのぼって源泉分離課税 [保険型] すべての利息が源泉分離課税	[保険型] すべての利息が一時所得として課税
契約	1人複数契約も可能	それぞれ1人1契約に限る	

* 適当な物件が見つかったなど目的使用の場合には、5年末満の払出しでも非課税。

4 住宅ローンの仕組み

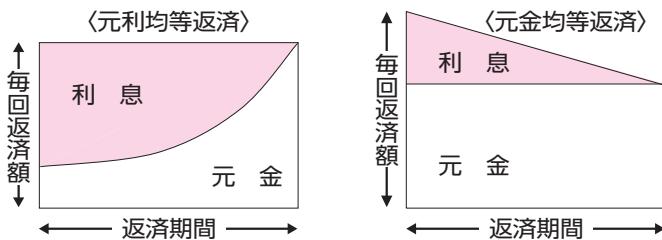
(1) 金利

固定金利	ローン申込み時や契約時の金利が返済終了まで適用
変動金利	市場金利の変動に伴って、年2回ローンの金利も変動する。返済額が増額される場合、元の返済額の1.25倍を上限に調整される
固定金利選択型	固定金利の選択期間（1～10年程度）終了後、固定金利選択型か変動金利型を選択。固定金利の選択期間が短いほど金利は一般的に低い

(2) 住宅ローンの返済方法

住宅ローンを返済方法で分類すると以下の2つに分けられる。

元利均等返済	毎回返済額（元金+利息）が返済終了まで一定の方式 支払いが進むにつれ当初の元金返済額は大きくなり、利息返済額は小さくなる
元金均等返済	毎回返済額のうち元金部分が一定で、支払いが進むにつれ利息返済額は小さくなる=返済額が毎回減る方式



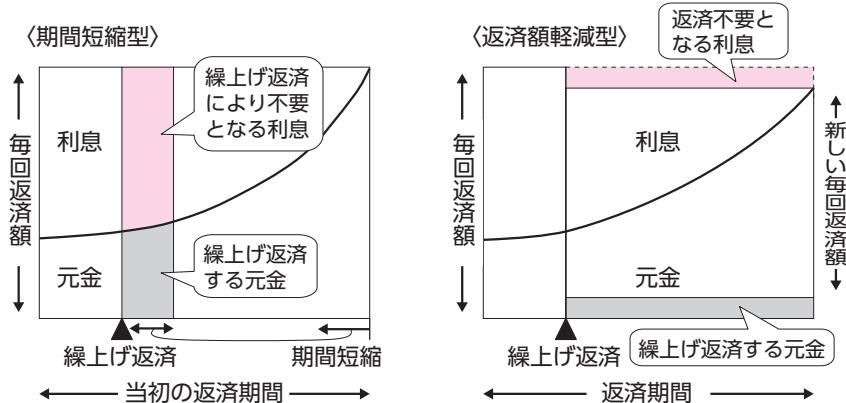
〈返済額の比較〉

	当初返済額	総返済額
元利均等返済	少ない	多い
元金均等返済	多い	少ない

(3) 繰上げ返済

通常の返済とは別に、**元金の一部または全部**を返済すること。繰上げ返済した元金にかかる利息が不要となり、利息の軽減とトータルの返済額の軽減が図れる。

期間短縮型	毎回の返済額は変えずに、返済期間を短縮する方法
返済額軽減型	返済期間は変えずに、毎回の返済額を少なくする方法



	繰上げ返済後の毎回返済額	利息軽減効果
期間短縮型	変わらない	高い
返済額軽減型	減る	低い

(4) 住宅ローンの借換え

住宅ローンの借換えとは、返済中の住宅ローンを別の新たな住宅ローンを組んで一括で返済することである。現在の住宅ローン金利より借換え後の金利を低くすること

による利息低減効果や毎回の返済額を抑えることを目的とするケースが多いが、以下の点に注意が必要である。

- ・住宅ローンを借りる際の諸費用が再度必要となる。
- ・変動金利へ借り換える場合、金利上昇リスクを考慮する必要がある。
- ・返済期間を延長することにより毎回返済額が少なくなったとしても、利息削減効果はないケースも考えられる。
- ・物件の担保割れ、年収低下、年齢などにより借換えできない場合もある。

5 住宅ローンの種類と内容

(1) 公的住宅ローン（財形住宅融資）

財形貯蓄（種類を問わない）利用者は、財形住宅融資制度を受けられる。

- ・勤務先などを通じて独立行政法人勤労者退職金共済機構から借りる財形転貸融資
- ・共済組合を通じて公務員が借りる融資
- ・住宅金融支援機構を通じて借りる財形直接融資

の3つに分かれる。

融資対象住宅	【新築住宅】床面積70m ² （共同建ては40m ² ）以上280m ² 以下 【中古住宅】床面積40m ² 以上280m ² 以下 【リフォーム】リフォーム後の住宅部分の床面積が40m ² 以上
申込資格	1年以上財形貯蓄（種類問わず）を継続し、申込日における財形貯蓄残高50万円以上の人人が申込める
融資額	貯蓄残高の10倍以内で、最高4,000万円まで、住宅購入価格の90%以内について融資が受けられる
適用金利	5年固定金利（5年ごとに金利が見直される） (注) 融資申込受付時の金利が適用

(注) 元利均等返済の場合、6年目以降の返済額の見直しは、直前の1.5倍までに限定される。

(2) フラット35等

フラット35は、民間金融機関と住宅金融支援機構の提携による民間の住宅ローンである。併用住宅も対象となり、住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であることが要件となる。また、中古住宅（申込時点で竣工から2年を超えており、住宅またはすでに人が住んだことのある住宅）も対象となる。

関連する住宅ローンの主な内容を以下に記載する。

- ・**フラット35（買取型）**：民間金融機関が貸し出した住宅ローン債権を住宅金融支援機構が買い取るタイプである。
- ・**ダブルフラット**：フラット35を2つ組み合わせて利用すること。
- ・**フラット35（保証型）**：民間金融機関が証券化したローン債権の元利金の支払いを住宅金融支援機構が保証するタイプである。
- ・**フラット50**：認定長期優良住宅の住宅を対象とした返済期間が最長50年の住宅ローンである。

※ 新築住宅とは、申込時点で竣工から2年以内の人が住んだことがない住宅。

■【フラット35】買取型

申込資格	原則、申込時満70歳未満（親子リレー返済利用の場合70歳以上も可）で、年収に占める総返済負担率の基準を満たす者 (注) 総返済負担率：年収400万円未満は30%以下 年収400万円以上は35%以下
融資対象住宅	床面積70m ² 以上（共同住宅は30m ² 以上）で、技術基準に適合している住宅（併用住宅は住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること）。新築住宅は省エネ基準への適合が必須 (注) 建設費・購入価額の制限なし、敷地面積の要件なし
融資対象となる諸費用	疎明資料により確認できれば下記について、融資の対象となる。 ・建築確認・中間検査・完了検査申請費用（新築の場合のみ） ・請負（売買）契約書貼付の印紙代（自己負担分）・仲介手数料 ・住宅性能評価検査費用（新築の場合のみ）・登録免許税 ・適合証明検査費用・融資手数料・火災保険料（積立型除く）・地震保険料 など
融資金額	100万円以上8,000万円以下で、建設費・購入価額の100%以内
適用金利	全期間固定金利 (注) 借入期間（20年以下・21年以上）に応じて、金利が異なる (注) 金利は金融機関によって異なり、融資実行時点の金利が適用 (注) 融資率が9割超の場合、返済可能となる確実性などをより慎重に審査する。融資率が9割以下の場合と比較して、借入額全体の金利を一定程度高く設定する。
返済方法	元利均等毎月払い・元金均等毎月払い・ボーナス払い（借入金額の40%以内）併用
返済方法の変更	【返済が困難になった場合】 ・返済期間の延長・一定期間の返済額の減額・ボーナス返済分の返済額の変更
保証人・保証料	不要
繰上返済	手数料は不要 (注) 繰上返済を希望する日の1カ月前までに返済中の金融機関窓口に申し出ること (注) 一部返済の場合、返済額は100万円以上で、繰上げ返済日は毎月の返済日 ※ インターネット（住・My Note）により返済を申込む場合、10万円以上から可能

■【フラット35】借換融資

申込資格	原則、申込時満70歳未満で、年収に占める総返済負担率の基準を満たす者 (注) 総返済負担率：年収400万円未満は30%以下 年収400万円以上は35%以下
資金用途	①②いずれかの住宅ローンの借換えが対象となる。 ① 申込本人が所有し、かつ、居住する住宅の建設または購入のための住宅ローン (注) セカンドハウス（単身赴任先の住宅、週末等を過ごすための住宅等で賃貸をしていないもの）も対象。セカンドハウス取得のための二重借入を除く。 ② 申込本人が所有し、かつ、親族が居住する住宅の建設または購入のための住宅ローン
融資金額	100万円以上8,000万円以下で、「借換えの対象となる住宅ローンの残高」または「機構による担保評価の額の200%」のいずれか低い金額まで

(注1) 借換えの対象となる住宅ローンが住宅のリフォームのためのローンである場合は利用できない。

(注2) 借換融資では、【フラット35】Sの利用はできない。

(3) 【フラット35】返済方法の変更

収入等の変化により返済方法の変更を希望し、機構が認めた場合、以下のような返済方法の変更ができる。手続きに手数料はかかるない。

- ① 振込期日の変更
- ② ボーナス払い月の変更
- ③ 返済期間の短縮
- ④ 「毎月払いとボーナス払いの併用」から「毎月払いのみ」への変更
- ⑤ 「毎月払いのみ」から「毎月払いとボーナス払いの併用」への変更
- ⑥ 毎月払い分／ボーナス払い分の金額内訳の変更
- ⑦ 元利均等返済から元金均等返済へまたは元金均等返済から元利均等返済への変更

(4) 【ダブルフラット】

【ダブルフラット】とは、【フラット35】を2つ組み合わせて融資を受ける制度。

申込先	2つの融資は同一金融機関
申込者	2つの融資の申込者は同一人で、主債務者と連帯債務者を入れ替えることはできない
融資金額	200万円以上 [※] 8,000万円以下で、建築費・購入価額以内
適用金利	2つの融資額の合計について融資率が9割を超える場合、それぞれ融資率9割超の金利が適用
返済方法	1つを元利均等返済、1つを元金均等返済とすることは可能 1つをボーナス併用返済、1つを毎月返済のみとすることは可能
他の要件	フラット35Sの基準に該当（受付期間内の融資）する場合、2つの融資それぞれにフラット35Sの金利引下げが適用 機関団体信用生命保険制度は、2つの融資について別々に加入（1つについてのみ加入することはできない）

※ 1つの融資金額の下限は100万円、2つの借入額は異なることも可。

(5) 金利引継特約付き【フラット35】

借入対象住宅を売却するときに【フラット35】を住宅購入者へ引き継ぐ（回数制限なし）ことができる。借入対象となる住宅は、長期優良住宅の認定を受けた住宅に限る。

利用条件	借入対象となる住宅は、長期優良住宅の認定を受けた住宅に限る 他の利用条件は【フラット35】と同様
債務の引継ぎ	・住宅金融支援機構の審査がある ・【フラット35】S（金利Aプラン）の対象となる

（注） 借入対象住宅が中古住宅で【フラット35】リノベの技術基準等に適合の場合【フラット35】リノベ（金利Aプラン）の対象となる。

(6) 【フラット35】金利引下げ方法

2022年10月以降の借入申込みから住宅の性能、長く住むための管理・修繕等、エリアなどのグループ（①から③）を組み合わせた合計ポイントに応じて、金利の引下げ

幅および引下げ期間が異なる。

1 ポイント	当初5年間：年▲0.25%
2 ポイント	当初10年間：年▲0.25%
3 ポイント	当初5年間：年▲0.5% 6年目から10年目まで 年▲0.25%
4 ポイント	当初10年間：年▲0.5%

① 住宅性能によるポイント

省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性などの所定の技術基準を満たす住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度。

【フラット35】リノベは、中古住宅を購入して、一定の要件を満たす工事を実施することで、【フラット35】を利用する際の借入金利を一定期間引き下げる制度。中古住宅を購入後にリフォーム工事を行うタイプと住宅事業者がリフォーム工事を行った中古住宅を購入するタイプがある。

■【フラット35】リノベの要件

金利A プラン	リフォーム工事費300万円以上 リフォーム工事後に所定の基準を満たしていること (リフォーム前に所定の基準を満たしている場合も可)	所定の中古住宅の維持保全に係る措置が行われた住宅であること
金利B プラン	リフォーム工事費200万円以上 所定のリフォーム工事が行われた住宅であること	

【フラット35】S (ZEH)	3 ポイント
【フラット35】S (金利A プラン)	2 ポイント
【フラット35】S (金利B プラン)	1 ポイント
【フラット35】リノベ (金利A プラン)	4 ポイント
【フラット35】リノベ (金利B プラン)	2 ポイント

② 管理・修繕等によるポイント

維持保全・維持管理に配慮した住宅や既存住宅の流通に資する住宅を取得する場合、【フラット35】の借入金利を当初5年間引き下げる。

【フラット35】維持保全型
・長期優良住宅・予備認定マンション・管理計画認定マンション・安心R住宅
・インスペクション実施住宅・既存住宅売買瑕疵保険付保住宅 6要件各1ポイント

③ エリアによるポイント

子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による交付金などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度。

【フラット35】地方移住支援型	2 ポイント
【フラット35】地域連携型（子育て支援・空き家対策）*	2 ポイント
【フラット35】地域連携型（地域活性化型）*	1 ポイント

* 地域公共団体から「フラット35地域連携型利用対象証明書」の交付を受けて利用する。グリーン化する場合も含む。

(7) 【リバース60】

【リバース60】は、住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する60歳以上の人向けの住宅ローン。毎月の返済は利息のみであり（変動金利では金利見直し時に返済額が変更されることがある）、年金受給者も利用することができる。

申込者	申込時満60歳以上 ^{*1}
資金使途	・住宅の建設・購入（子世帯が住宅を建設・購入する場合も対象） ・住宅のリフォーム ・サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金 ・住宅ローンの借換えなど
融資金額	次のうち最も低い金額 ①8,000万円、②所要金額の100%、③担保評価額の50%または60% ^{*2}
元金および残債務の取扱い	元金は、借入者死亡時 ^{*3} に相続人が一括して返済するか、担保物件（住宅および土地）の売却により返済する。担保物件の売却代金で返済した後の残債務の取扱いは次のいずれかとなる ・ノンリコース型：相続人が残債務を返済する必要がない ・リコース型：相続人が残債務を返済する必要がある

※1 満50歳以上満60歳未満の利用も可能、【リバース50】という。

※2 長期優良住宅は55%または65%、【リバース50】は30%となる。

※3 連帶債務で借り入れた場合、主債務者および連帶債務者ともに死亡したときとなる。

POINT!

団体信用生命保険の契約形態や特徴を覚えよう。

【フラット35】の融資条件やその他【フラット35】関連商品の特徴について確認をしよう。

2 教育資金とライフプラン

1 子育てと教育費

教育費は、1人当たり1,000万円以上といわれ、大きな資金準備を必要とする。教育費は、子どもの成長とともに必要となる金額がある程度把握でき、大別すると「学 校教育費」と「学校外活動費」に分けることができる。

- ・学校教育費：公立か私立、自宅通学か自宅外通学、文系か理系などにより金額も大きく異なる。
- ・学校外活動費：塾などの学校以外の教育費や地域活動や芸術・スポーツなど多岐にわたる費用があげられる。

教育費は、教育費より優先される金額を除き、できるだけ早い時期から計画的に積み立てる必要がある。万が一、不足額が生じる場合は、教育ローンや奨学金などを活用することも検討に入れておく。

2 教育資金の準備

教育資金の準備方法の代表例として以下があげられる。

- ① **財形貯蓄**：財形貯蓄は給与天引きであるため、忘れることなく強制的に毎月積み立てることができる。
- ② **子ども保険**：契約者（父母）が保険料を支払い、被保険者である子どもが一定年齢に至った際の祝い金や満期となった場合に満期保険金が支払われる「貯蓄機能」と、契約者が万が一死亡・高度障害になったとき、以降の保険料払込が免除されるといった「保障機能」が備わった保険である。

また、保障機能を強化する目的で契約者に万が一の場合、毎年、養育資金が支払われる「育英年金」等を付加することが可能な商品もある。ニーズに合わせて貯蓄と保障のバランスを選択する必要がある。

- ③ **金融商品**：子どもの誕生から18歳まで積立をするといった長期積立が可能であれば、リスクの軽減を図りながら積立を行える投資信託なども選択肢の1つとして考えられる。リスク性商品については、元本保証がないケースが一般的であるため、元本保証される商品との上手な組み合わせで個人に合ったリスク許容度の範囲内で行うことが望ましい。

3 教育ローンと奨学金

教育資金の積立不足の場合、ローンや奨学金の検討を行う必要がある。

ここでは、公的なローンと代用的な奨学金について触れることとする。

- ① 公的機関の教育ローンとして日本政策金融公庫の「国の教育ローン」があげられる。

■国の教育ローン（教育一般貸付）

		国の教育ローン（一般貸付）		
窓口	日本政策金融公庫、各金融機関			
年収要件 ^{※1}	あり（世帯で扶養する子の数により相違）			
資金用途	入学金、授業料、 通学費用 、パソコン購入費、 下宿費用 、その他など 受験料、受験のための交通費・宿泊費は合格前でも融資対象。利用条件は次の①②の両方に該当すること。 ①申込みに係る子が融資対象となる学校に在籍していること ②融資対象となる学校で受けた教育の学習の成果を試すための受験であること			
融資限度額	学生・生徒1人（ 高校以上 ）につき 350万円 まで ただし、①から④までのいずれかの資金として利用する場合は、1人につき 450万円 が限度となる ① 自宅外通学 ② 修業年限5年以上の大学（昼間部） ③ 大学院 ④ 海外留学資金（3ヶ月以上の留学）			
返済期間	18年以内			
返済方法	元利均等返済（融資額の2分の1までボーナス月の増額返済が可能） 在学期間中は利息のみの返済とすることができる			
優遇制度	保証料	金利	返済期間	
ひとり親家庭				
交通遺児家庭	通常の1/2	優遇金利	最長18年	
一定世帯 ^{※2}				

※ 1 年収要件（年間収入・年間所得は、世帯主のほか配偶者等も含む）

※ 2 子供の人数3人以上で世帯年収500万円以内または、**世帯年収200万円**以内

(注) 連帯保証人を立てず、公益財団法人教育資金保証基金の保証を利用する場合、**保証料は融資額から差し引かれる。**

子の人数	1人*	2人*	3人	4人	5人
給与所得者の年間収入	790万円以下	890万円以下	990万円以下	1,090万円以下	1,190万円以下
事業所得者の年間所得	600万円以下	690万円以下	790万円以下	890万円以下	990万円以下

※ 子が1人または2人の場合、一定の要件に該当すれば、子の人数3人と同じ年間収入（所得）まで上限が緩和される。

② 奨学金には各種制度があるが、代表的なものとして日本学生支援機構の奨学金制度があげられる。

■日本学生支援機構の奨学金（貸与型）

	第一種奨学金	第二種奨学金
利子	無利子	有利子（在学中は無利子）
選考	特に優れた学生および経済的理由	第一種より緩やか
振込	学生本人名義の口座	
返還	卒業後、口座振替による自動引落しで返還する	

■奨学金申込時の保証制度（いずれかを選択する必要あり）

	機関保証に加入	連帯保証人と保証人を選任する
保証の方法	<ul style="list-style-type: none"> 保証機関（日本国際教育支援協会）が連帯保証する 一定の保証料を支払う 	<ul style="list-style-type: none"> 連帯保証人と保証人をそれぞれ選任する 連帯保証人＝父母 父母がない場合はそれに代わる者 保証人＝原則4親等以内の親族で、連帯保証人と別生計の者（学生本人の配偶者は不可）
連帯保証人・保証人	不要	要

(注) 海外留学生のための奨学金は、機関保証に加入するとともに、「連帯保証人（保証人）を選任する」必要がある。

■返還方式

所得連動返還方式 (第一種奨学金に限る)	前年の課税対象所得に9%を乗じて12で除した額（2,000円未満は2,000円）で月賦返還のみ（返還回数は未定）
定額返還方式	返還期間（回数）は貸与総額および割賦方法により決まる

■返還に関する救済制度

減額返還	毎月の返還額を2分の1または3分の1に減額し、減額返済適用期間に応じた分の返還期間を延長する。なお、返還予定総額は減額されない
返還期限猶予	返還期限を猶予する

(注) 2017年度以降に第一種奨学金の貸与を受けていた返還者等は、「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更することができる。

■日本学生支援機構の奨学金（給付型）

2020年4月から、住民税非課税世帯・準ずる世帯の高校生や学生（大学生等）が、奨学金の対象となる学校（大学・短期大学・4年または5年の高等専門学校・専門学校）への進学や在学中に「授業料・入学金の免除や減額」と「給付型奨学金の支給」がセットで受けることができる新たな給付型奨学金が開始された。給付を受ける判定の中には、学力基準や収入・資産基準等が設けられている。以前の給付型奨学金を受けている者は、新たな給付型奨学金へ切り替えることができる。

支援額は、世帯収入に応じた3段階の支援区分（第1区分・第2区分・第3区分）の基準により異なり、貸与型奨学金と併用することが可能とされている。ただし、第一種奨学金と併用して利用するときは、支援区分に応じ第一種奨学金の貸与月額が制限される。第二種奨学金と併用して利用するときの制限は設けられていない。

POINT!

教育資金は奨学金、国の教育ローンについて確認しよう。

チェックテスト

- (1) 財形住宅融資の融資額は、財形貯蓄残高の10倍までの額（最高40,000千円）で、かつ、住宅取得価額の90%が限度とされている。
- (2) 財形住宅融資は、財形の種類は問わず6カ月以上続け、申込日前2年以内に財形貯蓄の預入れを行い、かつ、申込日における残高が500千円以上ある者が融資の対象となる。
- (3) 新築一戸建て住宅を購入するために財形住宅融資を受ける場合、購入する住宅部分の床面積は、50m²以上240m²以下でなければならない。
- (4) フラット35の利用条件として店舗併用住宅は、住宅部分の床面積が店舗部分の床面積以上あるものでなければならない。
- (5) フラット35（保証型を除く）の返済方法の変更は、返済期間の延長や元金の支払猶予期間の設定の変更はできるが、一定期間にわたる返済額の減額はできない。
- (6) フラット35（買取型）の融資額は、100万円以上8,000万円以下であり、融資率の上限は建築費または購入価額の10割である。
- (7) フラット35の返済方法は元利均等毎月払いまたは元金均等毎月払いであり、6カ月ごとのボーナス払いを併用する場合は、ボーナス払い部分の金額が融資額の50%以内（1万円単位）でなければならない。
- (8) フラット35（買取型）の保証料、繰上返済手数料、物件検査手数料は無料であるが、火災保険料は別途費用がかかる。
- (9) フラット35の利用条件として新築住宅とは、申込みの時点で竣工から2年以内の住宅で人が住んだことがない住宅をいう。
- (10) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受けようとする学生が婚姻している場合、その者の配偶者は、連帯保証人になることはできない。

解答

- (1) ○ (2) × (3) × (4) ○ (5) ×
(6) ○ (7) × (8) × (9) ○ (10) ○

第4章

中小法人の資金計画

過去の出題状況	2021.5	2021.9	2022.1	2022.5	2022.9	2023.1
資金調達				☆		

1. 資金計画のプランニング

財務状況の把握、資金調達、資金管理のポイントを確認する。

2. 資金調達の種類・特徴

金融機関借入、公的融資（日本政策金融公庫）、信用保証協会の保証付融資（マル保融資）などの種類・特徴を確認する。

1 資金計画のプランニング

企業は、投下資本を効率的に活用することによる利益獲得およびさらなる拡大成長を目的としている。

よって、投下資本の調達方法やその後の資金管理は基本的な内容といえる。

1 財務状況の把握

- ① 一定時点（決算日）における財政状態を**貸借対照表**で把握する。
- ② 一定期間（会計期間）の利益獲得過程を**損益計算書**で把握する。
- ③ 資金の動きをキャッシュフロー計算書や資金繰表で把握し、結果を資金移動表や資金運用表により分析する。

2 資金調達

把握した財務状況をもとに事業計画を立て、資金需要を洗い出した結果、運転資金と設備資金に区分して資金調達をすることになるのが一般的である。資金調達には必ずコストがかかる。よって、資金調達は効率よく行う必要がある。

- ・運転資金とは、日頃の営業活動を行うために必要な資金である。
- ・設備資金とは、生産能力や販売力を高めるための基礎となる資金である。

3 資金管理

調達した資金を効率的に活用・運用できているか**1**の財務諸表などを中心に管理し、企業のライフサイクルに応じた事業計画を描くことが大切である。事業計画のなかで資金不足や、さらなる拡大成長を目的とした資金調達が必要となる場合も考えられる。このとき公的融資制度（日本政策金融公庫や信用保証協会の保証付融資制度）を活用することが多いといえる。公的融資には**事業計画書の提出**が必要となる。

POINT!

財務状況を把握したうえで、資金調達を行い、資金管理をすることが大切である。

2 資金調達の種類・特徴

企業の資金調達の方法は、証券市場等により資金を調達する「直接金融」と、金融機関から資金を調達する「間接金融」に分けられる。このほか、企業間信用などによる支払手形や買掛金、リースを含めたノンバンク融資等による場合や助成金も調達方法の1つである。また、融資の枠や融資を受けるにあたり公的な診断や審査が必要な場合もあるが、民間金融機関では融資が難しいときの補完的な役割も担っている公的融資があげられる。代表的な金融機関として株式会社日本政策金融公庫がある。信用力の低い中小企業者が融資を受ける際に借入金の債務を保証する信用保証協会保証付融資制度も大切といえる。

1 金融機関借入の借入形態

手形借入	借入れの実行にあたって、借入金額と同額の借入金融機関宛の約束手形を振り出して、資金を調達する方法
証書借入	借入れの内容、条件等を記載した借用証書（金銭消費貸借契約証書）により、資金を調達する方法
当座借越	当座預金に残高がなくても借越限度額の範囲内で決済が行われる形態の借入れ
手形割引	商取引に基づいて振り出された手形を支払期日前に金融機関に割引料を支払い、買い取ってもらうことにより資金を調達する方法
インパクトローン	外貨によって資金を調達する方法。資金使途に制限はなく、為替先物予約をつけることもできる
代理貸付	金融機関が政府系金融機関等からの委託を受けて委託金融機関に代わって融資の実行、担保の取得、実行後の資金管理等の融資業務を代行するもの。委託金融機関が融資の債権者となり、受託金融機関は代理店という位置づけ
ABL（動産・債権 担保融資）	企業の保有する債権や在庫・機械設備等の動産を担保として資金調達する方法 債権：売掛債権や診療報酬債権、工事請負代金債権など 動産：食料品や家畜など様々

2 日本政策金融公庫の国民生活事業（開業資金等）

(2023年4月現在)

新規開業資金	<p>【対象者】新たに事業を始める者や事業開始後おおむね7年以内の者 【融資額】7,200万円以内（うち運転資金4,800万円）</p>	技術・ノウハウ等に新規性がみられる者は、一定の要件を満たせば「挑戦支援資本強化特別貸付」も利用できる
新規開業資金 (女性、若者／シニア起業家支援関連)	<p>【対象者】女性または35歳未満か55歳以上の者で、新たに事業を始める者や事業開始後おおむね7年以内の者 【融資額】7,200万円以内（うち運転資金4,800万円）</p>	
新規開業資金 (再挑戦支援関連)	<p>【対象者】新たに事業を始める者や事業開始後おおむね7年以内の者で、廃業歴等があり、創業に再チャレンジする者 【融資額】7,200万円以内（うち運転資金4,800万円）</p>	
新創業融資制度 (上記制度と併用できる)	<p>【対象者】次の要件に該当する者 ①新たに事業を始める者または事業開始後税務申告を2期終えていない者 ②新たに事業を始める者、または事業開始後税務申告を1期終えていない者は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金が確認できる者 ただし、「現在勤務する企業と同じ業種の事業を始める者」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める者」等に該当する場合は、②の要件を満たす。 【資金使途】事業開始時または事業開始後に必要となる事業資金 【融資額】3,000万円以内（うち運転資金1,500万円以内） 【返済期間】各種融資制度で定める返済期間内 【担保・保証人】不要（無担保・無保証）</p>	

(注) 適用利率は、資金使途、返済期間、担保・保証人の有無によって異なる。

3 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付（中小企業事業）

(2023年4月現在)

経営環境変化 対応資金	<p>【対象者】社会的、経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的には回復し発展することが見込まれる一定の要件に該当する者 (注) 一定要件 (抜粋) <ul style="list-style-type: none"> ・最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し 5%以上減少している者 ・最近 3カ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し 5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる者 ・前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が 15 年以上ある者 <p>【資金用途】設備資金、長期運転資金 【融資額】7億2,000万円（直接貸付） 【返済期間】設備資金15年以内　運転資金8年以内 (注) いずれも据置期間は3年以内</p> </p>
金融環境変化 対応資金	<p>【対象者】金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたし、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる一定の要件に該当する者 (注) 一定要件 (抜粋) <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から次の①～⑤のいずれかの要請または取り扱いを受けている者 <ul style="list-style-type: none"> ①借入残高の減少 ②約定した返済条件を超える弁済 ③当座預金の解約 ④担保・保証人の追加 ⑤借款金利の引上げ <p>【資金用途】設備資金、長期運転資金 【融資額】3億円（直接貸付） 【返済期間】設備資金15年以内　運転資金8年以内 (注) いずれも据置期間は3年以内</p> </p>
取引企業倒産 対応資金	<p>【対象者】取引企業など関連企業の倒産により経営に困難をきたしている一定の要件に該当する者 (注) 一定要件 (抜粋) <ul style="list-style-type: none"> ・倒産した企業に対して 50 万円以上の売掛金債権を有する者 ・倒産した企業に対する取引依存度が 20% 以上である者 ・倒産した企業に対して貸付金や差入保証金などの債権を有する者 ・倒産した企業の債務を保証している者 ・倒産した企業の設置する商業施設に入居し、倒産企業の業況悪化を受けるおそれのある者 ・倒産した企業から受注予定の商品や役務などが倒産により取り消された者 <p>【資金用途】必要な長期運転資金 【融資額】1億5,000万円（直接貸付と代理貸付の合計） 【返済期間】運転資金8年以内　(注) うち据置期間3年以内</p> </p>

4 信用保証協会の保証付貸付（マル保融資）

信用保証協会は中小企業が金融機関から事業資金を借り入れるときの公的な保証人になり、借入金が返済できなくなった場合に代位弁済を行う。

(2023年4月現在)

責任共有制度	「部分保証方式」と「負担金方式」の2つがあり、いずれかの方式を各金融機関が選択することとなっている	
従業員・資本金の要件(抜粋)	製造業など（建設業・運輸用・不動産業を含む）	資本金3億円以下、または、従業員300人以下
	ゴム製品製造業	資本金3億円以下、または、従業員900人以下
	卸売業	資本金1億円以下、または、従業員100人以下
	小売業	資本金5,000万円以下、または、従業員50人以下
	サービス業	資本金5,000万円以下、または、従業員100人以下
	ソフトウェア業	資本金3億円以下、または、従業員300人以下
	医業を主たる事業とする法人	— 従業員300人以下
業種	中小企業者であればほとんどの業種が対象となるが、農林漁業、風俗営業の一部、娯楽業の一部、金融業、宗教法人、非営利団体などは利用できない（一部の業種は保証対象外） (注) 中小企業等協同組合などの組合や医療法人は利用できる	
信用保証料	信用保証協会は、信用保証利用の対価として融資金利と別に信用保証料が必要（保険料ではない）	
保証限度額	中小企業信用の普通保証の限度額2億円（組合4億円）と無担保保証の限度額8,000万円（組合も同額）の合計2億8,000万円（組合4億8,000万円）	

5 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度。独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営している。

加入資格	<ul style="list-style-type: none"> 各業種において「資本金の額または出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれかに該当する会社または個人の中小企業者（下記表参照） 組合：企業組合、協業組合 共同生産、共同販売等の共同事業を行っている事業協同組合など上記に該当しない法人や組合（医療法人、農事組合法人、NPO法人、森林組合、農業協同組合、外国法人など）は加入対象外
掛金	<p>掛金月額5,000円から20万円（5,000円単位） 掛金総額が800万円になるまで積立ができる 掛金の減額は一定の事由に該当する場合にできる 法人の場合は損金、個人事業主の場合は必要経費となる</p>
共済金	<p>取引先事業者が倒産したことにより売掛金債権等の回収が困難となった場合に共済金の貸付け（融資）が受けられる 貸付限度額：50万円から8,000万円（5万円単位） 回収困難となった売掛債権と前渡金返還請求権の額と掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内</p>
一時貸付金	機構解約の場合に支払われる解約手付金の95%限度
解約手当金	掛金納付月数が12カ月以上の共済契約を解約した場合に解約手当金が支払われる（任意解約： 40カ月以上で掛金総額と同額 ）

■各業種の加入資格

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業		50人以下
ゴム製造業者	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または 情報処理サービス業		300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

POINT!

金融機関借入の借入形態が大切！

日本政策金融公庫の国民生活事業とセーフティネット貸付および信用保証協会保証付貸付が重要である。

チェックテスト

- (1) 手形割引は、商取引に基づいて振り出された手形を支払期日前に金融機関に割引料を支払い、買い取ってもらうことにより資金の調達をする方法である。
- (2) 手形借入は、借入れの実行にあたって、借入金額と同額の借入金融機関の約束手形を振り出して、資金を調達する方法である。
- (3) 証書借入は、借入れの内容、条件を記載した借用金証書（金銭消費貸借契約書）により、資金を調達する方法である。
- (4) インパクトローンは、外貨建債権を有する企業等が為替リスクを回避するために、外貨によって資金を調達する方法であるが、その資金使途は限定される。
- (5) 日本政策金融公庫の国民生活事業の「新規開業資金」の融資限度額は60,000千円であるが、そのうち、運転資金の限度額は、30,000千円とされている。
- (6) 日本政策金融公庫の国民生活事業の「新規開業資金（再挑戦支援関連）」は、新たに事業を始める者または事業開始後おおむね7年以内の者であれば、廃業歴等がない者であっても適用を受けることができる。
- (7) 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付では、「最近の決算期における売上高が前期に比べて5%以上減少した」が中期的には回復が見込まれる場合、「経営環境変化対応資金」として長期運転資金の融資の対象となる。
- (8) 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付では、「倒産企業との取引額の20%を占める」状態にあり、経営に困難をきたしている場合、「取引企業倒産対応資金」として新規取引先を確保するための設備資金の融資の対象となる。
- (9) 卸売業を営む中小企業者が、マル保融資を受けるためには、常時使用する従業員が300人以下であるか、もしくは資本金が3億円以下であることが必要である。

解答

- (1) ○ (2) ○ (3) ○ (4) × (5) ×
(6) × (7) ○ (8) × (9) ×

第5章

リスクマネジメント

過去の出題状況	2021.5	2021.9	2022.1	2022.5	2022.9	2023.1
リスクの処理技術						

1. リスクマネジメントの概略

リスクマネジメントとそのプロセスについて確認する。

2. リスクの処理技術

リスクの処理技術は大きく2つに分かれ、それぞれがさらに細分化される。

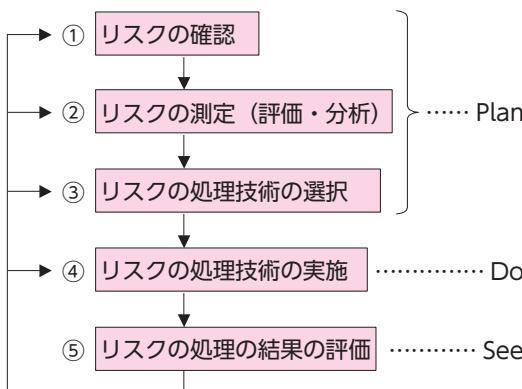
1 リスクマネジメントの概略

1 リスクマネジメントとは

人が生きていくうえで、または企業が事業を営む上でリスクはつきものである。リスクマネジメントとは、潜在するリスクを洗い出し、それぞれのリスクが発生した場合の損失・損害を最低限の費用で最も効果的に処理するための対策を検討し、実行することである。一度対策を実行した後も、結果を評価し見直す必要がある。

2 リスクマネジメントのプロセス

リスクマネジメントのプロセスは、①リスクの確認、②リスクの測定（評価・分析）③リスクの処理技術の選択、④リスクの処理技術の実施、⑤リスクの処理の結果の評価のプロセスとなる。

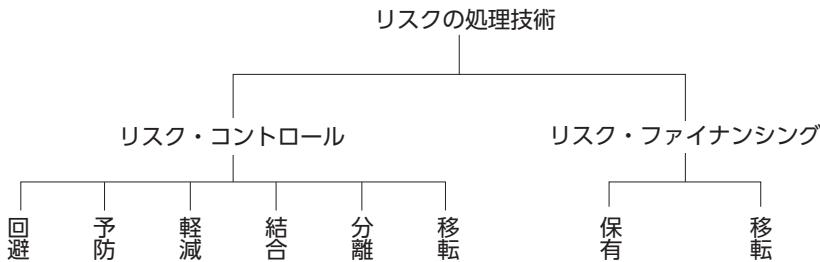


POINT!

リスクマネジメントとそのプロセスを確認しよう！

2 リスクの処理技術

リスクの処理技術は、**リスク・コントロール型**と**リスク・ファイナンシング型**の2つに分けることができる。



1 リスク・コントロール

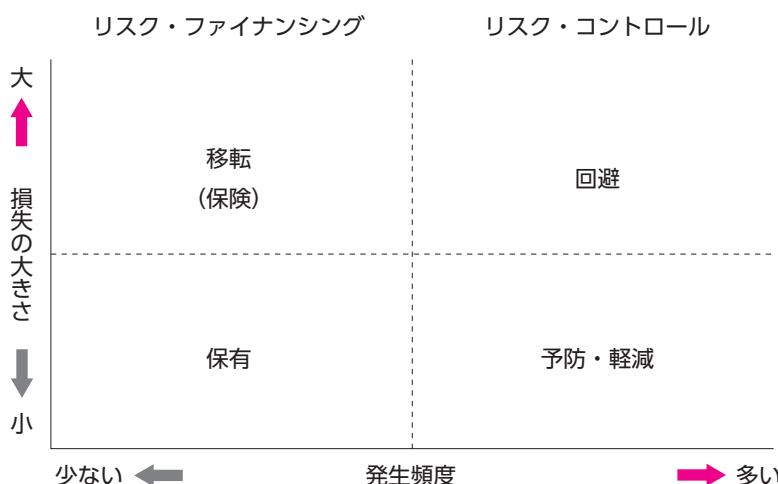
リスク・コントロールは、潜在的損失の発生頻度（確率）または深刻度（規模）を軽減させるか、あるいはリスクそのものを変えることである。

- ① **リスクの回避**は、はじめからリスクを生じさせないこと、または生じているリスクを消滅させることである。回避は完璧な処理技術といえるが、多くの場合これを実行することができない。飛行機の墜落リスク回避のため飛行機に乗らないなど。
- ② **リスクの予防**は、リスクを発生させないようにあらかじめ手段を講じておくことである。火事になんでも燃えない耐火構造建物を建築するなど。
- ③ **リスクの軽減**は、リスクが発生した場合に被害を最小限にすることである。火災に対するスプリンクラーの設置や消火器の設置など。
- ④ **結合**とは、危険単位の数を増やすことによってリスクに対する予知能力を高めることである。運送会社の車両台数を増やすことによる事故率の低下とともに、ある程度の損害額の予測が可能となるなど。
- ⑤ **分離**とは、損失にさらされている人、物などの危険単位をより小さな独立の単位または集團に細分化することである。組織をいくつかに分け管理することで管理能率を上げ、損失の影響を小さくするなど。
- ⑥ **移転（リスク・コントロール型）**とは、損失にさらされている物や活動を他の個人・法人に移転させることである。所有建物の売却や契約時の契約条項の整備により法律から守るなど。

2 リスク・ファイナンシング

リスク・ファイナンシングは、保有と移転の2つに分けられる。保有はリスクの経済的影響を自ら負担する方法であり、移転はリスクの経済的影響を他社に移転する方法である。

- ① **保有**とは、個人としての貯蓄、法人としては経常費、引当金、借入金、自家保険、キャプティブなどがあげられる。自家保険とは、企業内のリスク発生確率に基づき資金等を内部留保する方法である。一方、キャプティブとは、企業自らのリスクを引き受けることを目的として設立されたその企業内の保険子会社をいう。
- ② **移転（リスク・ファイナンシング型）**とは、リスクを生命保険会社、損害保険会社または共済などに移転することである。また、保険外移転として保証人などにより、契約締結時に財務影響を他に移転する手段などもある。



POINT!

リスクの処理技術であるリスク・コントロールとリスク・ファイナンシングの詳細が大切である！

チェックテスト

- (1) 保険は、リスク・コントロールのうち「移転」に分類される。
- (2) リスクの回避と損失制御はいずれもリスク・コントロールに分類される。
- (3) 自動車にエアバッグを搭載するのは「リスクの予防」にあたる。
- (4) 病気による入院費用を預貯金で準備することは「リスク・ファイナンシングの移転」にあたる。
- (5) 飛行機事故に遭遇しないように、飛行機を利用しないことは「リスクの回避」にあたる。
- (6) 建物にスプリンクラーを設置することにより被害を最小限に食い止めるための方法は「リスクの軽減」にあたる。
- (7) 地震発生に備え建物が倒壊しないように耐震性のある住宅を建築することは「リスクの回避」にあたる。
- (8) タクシー会社が合併し所有管理車両を増加させることは「結合」にあたる。
- (9) 家主が賃貸アパート内で火災が起きたときのために、賃借人に借家人賠償責任保険特約付きの火災保険に加入してもらうよう契約書を交わしておくといったように、リスクが発生したときの損害を損害保険等の他者に移転する方法は「リスク・ファイナンシングの移転」にあたる。
- (10) 商品の発送を運送会社に委託することは「リスク・コントロールの移転」に該当する。

解答

- | | | |
|-------------------------|-------|----------------|
| (1) × 「リスク・ファイナンシングの移転」 | (2) ○ | (3) × 「リスクの軽減」 |
| (4) × 「リスク・ファイナンシングの保有」 | (5) ○ | (6) ○ |
| (7) × 「リスクの予防」 | (8) ○ | (9) ○ |
| (10) ○ | | |

第6章

保険制度

過去の出題状況	2021.5	2021.9	2022.1	2022.5	2022.9	2023.1
保険募集人						
保険募集						
契約者保護		☆	☆		☆	
保護機構	☆			☆		
保険法						☆
少額短期保険						
各種共済					☆	

1. 保険募集人等と保険募集に関するコンプライアンス

保険募集人等に関するルールや保険募集行為のコンプライアンスが大切である。

2. 契約者の保護に関する規制

契約者の保護に関するルールについて主たる規定が大切である。

3. 保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構と損害保険契約者保護機構についての詳細が大切である。

4. 保険法

保険法により規定された内容が大切である。

5. 少額短期保険業

少額短期保険業と少額短期保険に関する規定が大切である。

6. 各種共済制度

JA共済やこくみん共済coopなどが大切である。

1 保険募集人等と保険募集に関するコンプライアンス

1 保険募集人

保険募集が可能なのは、生命保険募集人、損害保険募集人、少額短期保険募集人、保険仲立人（ブローカー）に限られる。

(1) 保険募集

保険募集とは、保険契約の締結の代理または媒介を行うこと。

- ・生命保険募集人と損害保険募集人：代理・媒介ともにできる。
- ・保険仲立人（ブローカー）：媒介はできるが代理はできない。

(注) 保険仲立人とは、保険会社から独立して保険契約の締結の媒介を行う者をいう。

(2) 一社専属制と乗合募集

保険募集人は、原則として一社専属制であるが、保険代理店等で保険契約者の保護に欠けるおそれがない場合には、複数社の乗合いが可能である。ただし、保険募集の再委託は禁止されている。

(3) 保険募集人の登録

保険募集を行うためには、内閣総理大臣の登録が必要（無登録募集は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金もしくは併科刑）。

ただし、以下の行為のみを行う場合は登録不要。

- ・保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布
- ・コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受け付けや事務手続き等についての説明
- ・金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明

(注) 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品内容の説明は、保険募集人でなければならぬ。

2 保険の募集に関するコンプライアンス

保険業法では、保険募集や締結に際し、次の行為を行うことを禁止している。

- ① 虚偽事実を告げる行為、重要な事項の不告知
- ② 告知義務違反を勧める行為
- ③ 告知義務の履行を妨げ、または告げないことを勧める行為等
- ④ 不利益事実を告げずにする乗換行為（既契約を消滅させる行為）
- ⑤ 特別利益の提供
- ⑥ 誤解を生じさせるおそれのある比較・表示
- ⑦ 保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

保険業法第300条1項1～9号に定めるこれらの募集禁止行為を遵守しなかった場合は以下のとおりの扱いとなる。

- ・①～③の行為を行った者：刑事罰の対象（1年以下の懲役または100万円以下の罰金もしくは併科刑）となるとともに、登録取消等の行政処分の対象となる。
- ・④～⑦の行為を行った者：刑事罰の対象とはならないが、行政処分の対象となる。

なお、銀行等が、取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為は禁止されている。

融資先募集規制等として、事業性融資の融資先（従業員数50人以下の中規模事業者については、その従業員等を含む）に対し手数料を得て保険募集を行ってはならない。ただし、一時払終身保険、一時払養老保険、積立傷害保険、積立火災保険等、および事業関連保険（銀行等のグループ会社を保険契約者とするものに限る）などの保険募集は行うことができる。

また、2016年5月に施行された保険業法の一部を改正する法律の概要として次の(1)～(3)があげられる。

(1) 保険募集の基本的ルールの創設

・意向把握義務

- ① 顧客ニーズの把握
- ② ニーズに合った保険プランの具体化
- ③ 顧客ニーズと提案プランの最終的な確認

・情報提供義務

- ① 保険金の支払い条件
- ② 保険期間、保険金額等
- ③ その他、顧客の参考となるべき情報

・複数保険会社の商品の比較推奨販売を行う場合

- ① 取扱商品のうち比較可能な商品の一覧
- ② 特定の商品の提示・推奨を行う理由

(2) 保険募集人に対する規制の整備

複数保険会社の商品の取り扱いの有無など、保険募集人の業務の特性や規模に応じて、従来の「保険会社」が監督責任を負う形態から「乗合代理店」に対しても規模・特性に応じた「体制整備」を義務付けた。

(3) 規模が大きい特定保険募集人

所属する保険会社が15社以上または所属保険会社等の数が2以上かつ事業年度中の手数料・報酬の合計額が10億円以上※の場合、保険契約に係る帳簿書類を保険契約者ごと、所属保険会社ごとに「帳簿書類」に記載して5年間、各事務所で保存しなければならない。また、「事業報告書」を事業年度末の翌日から**3カ月以内**に内閣総理大臣（管轄の財務局長等）に提出しなければならない。

※ 「所属保険会社等の数」「手数料・報酬等の合計」は生命保険、損害保険、少額短期保険のそれぞれの業態ごとに判定し、いずれかの業態で該当すれば「規模が大きい特定保険募集人」となり、すべての業態で帳簿書類の備付け、事業報告書の作成・提出が必要となる。

POINT!

保険勧誘を目的とする際の募集人の登録は必須。

保険募集の際の一定の禁止行為に注意！

2 契約者の保護に関する規制

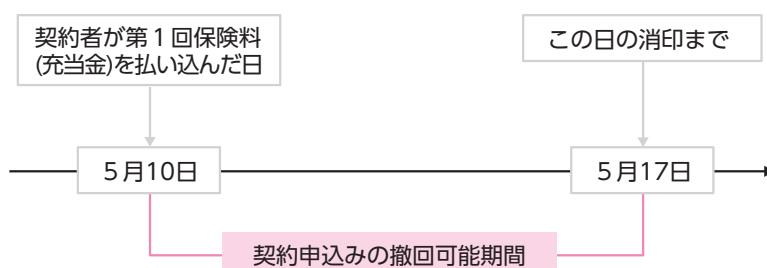
1 クーリング・オフ

契約申込みの撤回などについての事項を記載した書面を交付された日か、申込日のいずれか遅い日を含めて**8日以内**であれば、書面または電磁的記録（ウェブサイトやeメールなど）で契約申込みの撤回または解除を行うことができる。その効力は申込みの**撤回等に係る書面^{*}を発した時**である。

■クーリング・オフが適用されない場合

- ① 保険会社の指定した医師の診査が終了した場合
- ② **法人**が契約者である場合
- ③ 保険期間が1年以内の契約の場合
- ④ 保険加入が法律上義務づけられている場合（自賠責保険）
- ⑤ 申込者が保護にかけるおそれのない申込みの場合
- ⑥ 既契約の特約の中途付加・更新・保険金額の中途増額（転換はクーリング・オフ可能）
(例)
 - ・日時を事前指定し、申込みの意思を明らかにして、保険会社の営業所を訪問した場合
 - ・申込者が自ら指定した場所（保険会社等の営業所や**自宅**を除く）で申込みをした場合
 - ・郵便、ファクシミリ等を利用する方法での申込み

■契約申込みの撤回可能期間（8日以内）の例



2 ソルベンシー・マージン比率と早期是正措置

ソルベンシー・マージン比率とは、通常の予測を超えて発生するリスクに対して、保険会社の保険金支払能力がどの程度確保されているのかを数値として表したものである。ソルベンシー・マージン比率が**200%を下回ると**、金融庁は**早期是正措置**を命じることができる。なお、公表が義務づけられている。

■主な論点

- ・マージン（支払余力）の総額の厳格化（将来利益は全額不算入など）
- ・通常の予測を超える危険計測の厳格化（計測水準を95%に引上げなど）
- ・グループ各社の連結ソルベンシー・マージン比率の公表

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージンの総額}}{\frac{1}{2} \times \text{リスクの総額}} \times 100$$

ソルベンシー・マージン比率	区分	措置の内容
200%以上	非対象区分	なし
100%以上200%未満	第一区分	経営健全性確保のための改善計画の提出・実施の命令
0%以上100%未満	第二区分	保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令
0%未満	第三区分	期限を付した業務の全部または一部の停止命令

3 基礎利益

保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息および配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる。生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものである。

基礎利益=経常利益-キャピタル損益-臨時損益

4 EV (エンベディッド・バリュー)

保険会社の企業価値や業績を評価する計算方法の1つである。

EV=「修正純資産^{※1}」+「保有契約価値^{※2}」

※1 修正純資産：貸借対照表上の純資産の部の金額に負債計上された資本性のある内部留保、資産の含み損益などを加え修正したもの。

※2 保有契約価値：前提条件（解約・失効率、死亡率、運用利回り、事業費率など）において保険契約の将来利益を予想し、計算日時点の現在価値を算出し、税金を

控除したもの。

5 実質純資産額

有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した**時価ベースの資産の合計**から、資本性のない実質的な負債（**価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債を除いた負債**）を差し引いて算出されるもので、この値がマイナスとなった場合、実質的な債務超過として**金融庁による業務停止命令の対象となる指標**のひとつである。

6 保有契約高

生命保険会社の事業年度末に保有している有効契約の残高で保険金等の総合計額を示す指標である。

個人保険や団体保険は死亡時の支払保険金額の総合計額、**個人年金保険は年金支払開始時の年金原資(年金支払開始前)**および**責任準備金(年金支払開始後)**の合計額、団体年金保険は責任準備金の額であり、これらを合計した金額を契約高としている。

7 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」

生損保険会社には以下の募集・販売ルールが義務化され、違反した場合には業務改善命令などの行政処分の対象となる。

(1) 商品の説明強化

契約の際には、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類して重要事項を書面にして交付する。

- ・ **契約概要**：保障（補償）内容や保険期間、解約返戻金の有無、保険金の変動リスクなど、商品内容を理解するうえで欠かせない基本的な情報
- ・ **注意喚起情報**：保険金が支払われないケース、クーリング・オフが適用されないケースなど、契約者に不利益となるような商品の短所を記載

(注) **特定保険契約**（変額保険、外貨建保険など**金融商品取引法**が一部準用される契約）は、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類の上、「**契約締結前交付書面**」の作成・交付が必要となる。

(2) 意向確認書面

顧客のニーズと保険商品の内容が一致しているかを契約締結前に、「**意向確認書面**」によって顧客と募集人双方が確認・署名などをしたうえで、顧客に交付し、一部は保険会社が保存する。

(注) 特定保険契約は、適合性の原則が盛り込まれた「意向確認書兼適合性確認書」となる。

(3) 適切な広告・宣伝表示

顧客に誤解を与えないような内容にする。

- ・保障（補償）の対象とならない時期や病気の種類などを明示する。
- ・「業界で一番」などの文言を記載する場合は、その根拠を明示する。
- ・若い年齢の保険料だけを大きく示すことで割安な印象を与えない。

(4) 保険商品の比較

保険商品等の比較に際し以下の事項は保険業法違反となる。

- ・客観的事実に基づかない事項または数値を表示する。
- ・保険契約の契約内容について、正確な判断を行うのに必要な事項を包括的に示さず、一部のみを表示する。
- ・保険契約の内容について、長所のみを強調し不離一体の関係にあるものを併せて示さず、あたかも優良であるかのように表示する。
- ・一般に同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、同等の保険種類の比較であるように表示する。
- ・他の保険会社の契約内容に関し、誹謗・中傷を目的に短所を不当に強調して表示する。

8 外貨建保険販売資格者登録制度

2022年4月より外貨建保険契約者の利益保護と募集秩序の維持を図ることなどから、外貨建保険の募集を行わせる者（以下「外貨建保険販売資格者」という）の情報を生命保険協会に登録することになっている。なお、複数の会社が外貨建保険の募集を行わせようとする場合は、各々の会社が登録しなければならない。

したがって、外貨建保険の保険募集は、資格がなければ行うことができない。

POINT!

クーリング・オフが適用されない場合について確認しよう。

ソルベンシー・マージン比率、基礎利益、EV、実質純資産額の特徴を覚えよう！

3 保険契約者保護機構

国内で営業を行うすべての保険会社は、免許の種類により、生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構に強制加入する。機構は、破綻保険会社の保険契約の移転等における資金援助等を行う。保険契約者保護機構の財源は、保険会社からの負担金により賄われるが、負担金および政府からの借入れでは資金援助等の対応ができない場合は、国から機構に対して補助金を交付することが可能とされている（2027年3月末までの時限措置）。

1 保険会社の破綻

（1）金融庁の業務停止命令（保険業法に基づく行政手続き）

金融庁の命令等に基づいて破綻保険会社の業務の全部または一部の停止を命令し、保険管理人による業務および財産の管理を命ずる処分を行う。

（2）更生特例法による裁判所への申立て

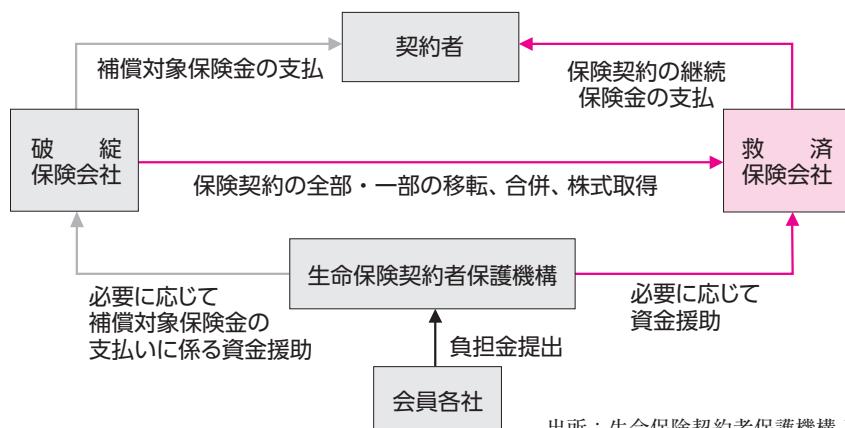
事業継続困難な保険会社が裁判所に更生手続きを申し立てる（契約者保護の観点から金融庁が申し立てることも可能）。裁判所は更生手続開始決定と同時に更生管財人を選任する。更生管財人は破綻保険会社の業務・財産を管理、調査により更生計画案を作成し、債権者等の決議を経て裁判所の認可後、計画に基づいた保険契約の継続が図られる。

2 救済保険会社

（1）救済保険会社が現れた場合

破綻保険会社の契約は、救済保険会社による保険契約の移転、合併、株式取得により継続される。

■「救済保険会社」による保険契約の引受け

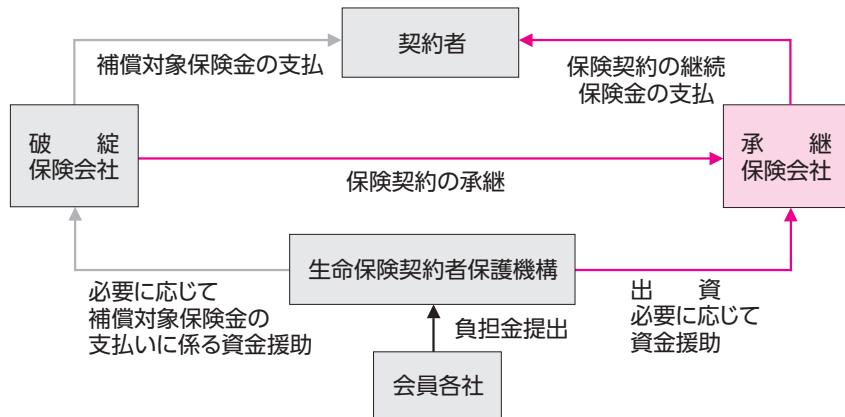


出所：生命保険契約者保護機構より

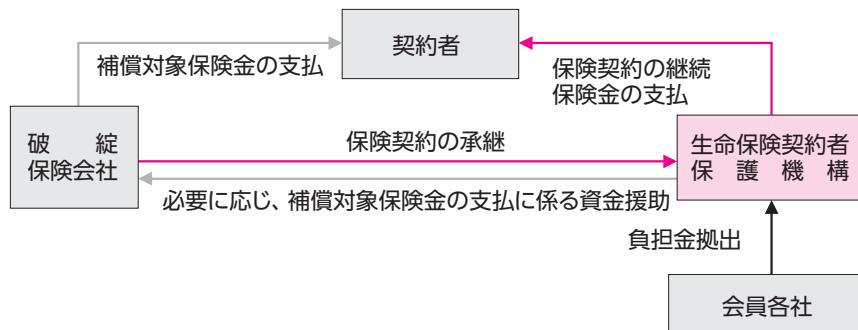
(2) 救済保険会社が現れなかつた場合

破綻保険会社の契約は、「承継保険会社（機構設立の子会社）に承継する」か、「機構自らが引き受ける」か、いずれかにより継続する。

■「承継保険会社」による保険契約の承継



■「保護機構」自らによる保険契約の引受け



出所：生命保険契約者保護機構より

3 補償対象契約の補償割合

(1) 生命保険契約者保護機構

補償対象契約は、**国内における元受保険契約**で、**運用実績運動型保険契約の特定特別勘定部分**以外について、破綻時点の**責任準備金等の90%**（高予定利率契約^{*1}等を除く）まで補償される。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の額の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、保険料等の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、結果として保険金額が減額されることがある。国内で事業を行う生命保険会社で加入した外貸建の保険も補償の対象である。

※1 高予定利率契約とは、破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^{※2}を超えていた契約^{※3}をいう。

※2 2023年現在の基準利率は3%であるが、全生命保険会社の過去5年間の年平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっている。この基準利率は、全生命保険会社の年平均運用利回りの状況により見直される。

※3 1つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断する。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになる。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになる。

なお、該当契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなる。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となる。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \left\{ \frac{\text{(過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率)}}{\text{総和}} \div 2 \right\}$

また、保険契約を有効に継続させていくためには、一定の保険契約者数を維持する必要があることから、一定期間、早期解約控除制度が設けられる可能性もある。

生命保険会社が破綻し、責任準備金等の削減や予定利率の引下げ等が行われた場合、一般に、破綻保険会社の財務状況や保険種類等により異なるが、保険金額は減少することとなる。保険金額の減少幅は、保障性の高い保険（定期保険等）では、保険金額の減少幅は小さく、貯蓄性の高い保険（養老保険、個人年金保険、終身保険等）では、減少幅が大きくなる。また、予定利率が高い時期に加入了した契約ほど、保険金額の減少幅が大きくなる。加入時期が同じ契約でも、満期までの期間が長いほど減少幅が大きくなる。

(2) 損害保険契約者保護機構

補償割合が80%の契約については、早期解約控除は適用されない。

次の表で「火災保険・賠償責任保険」以外の保険は、保険契約者を問わず補償の対象となる。火災保険・賠償責任保険は、契約者が個人・小規模法人（常時勤務する従業員20人以下の日本法人）・マンション管理組合（住居用途としての管理団体）の場合に補償対象となる。

保険の種類	保険金支払い	満期返戻金・解約返戻金など
自賠責保険 家計地震保険		100%
自動車保険 火災保険 賠償責任保険 1年以内の傷害保険 海外旅行傷害保険 など	破綻後3ヶ月間：100% 破綻後3ヶ月経過後：80%	80%
年金払積立傷害保険		90%*
疾病・傷害・介護 に関する保険	90%	90%* (積立型保険の積立部分は80%)

※ 高予定利率契約に該当する場合は90%から追加で引き下げられる。

POINT!

国内で営業を行う保険会社はすべて保護機構に加入が義務づけられている（共済や少額短期保険業者は除く）。

生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構の補償内容が重要である！

4 保険法

商法から独立した「保険法」が、2010年4月から施行された。その主な内容は以下のとおりである。

共済契約	商法で除外されていた 共済契約 にも適用範囲を拡大
傷害疾病保険	傷害疾病定額保険（いわゆる第三分野の保険）に関する規定を新設
片面的強行規定	多くの規定に、片面的強行規定の導入 保険法の規定よりも保険契約者等に不利な内容の約款の定めは無効とする
告知制度	告知制度に関する規定の見直し ・自発的申告義務から 質問応答義務 へ変更 ・保険募集人による告知の妨害や不告知の教唆があった場合、保険会社は解除できない
保険金等の支払時期*	保険金の支払時期の規定を新設し適正な保険金の支払いに必要な調査のための合理的な期間が経過したときから、保険会社は遅滞の責任を負う
被保険者の同意	保険契約者と被保険者が異なる死亡保険契約は、 被保険者の同意 がない場合、無効となる
保険金受取人の変更	保険金受取人の変更規定の整備（ 被保険者の同意必要 ） ・保険契約者は保険事故発生まで保険金受取人を変更することができる ・保険金受取人の変更の意思表示の相手方は保険会社である ・遺言による 保険金受取人の変更 も可能であり、契約者が死亡した場合、 その相続人が保険会社に通知する必要がある
保険料積立金の払戻し	責任開始前の解約や保険金支払の免責事由に該当し保険契約が終了する場合などに該当するとき保険料積立金の払戻しを必要とする
被保険者による解除請求	被保険者が契約者に対して 契約の解除（解約）を請求可能とする制度の新設
介入権制度	差押権者や破産管財人等、保険契約を解除することができる者が保険契約を解除しようとした際、一定の保険金受取人（介入権者）により契約の存続を図ることができる制度を導入
先取特権	被害者の「先取特権」の規定などの導入 加害者が破産した場合であっても被害者が保険金から優先的に被害の回復が可能となる
重大事由による解除	重大事由による保険会社の解除権を新設（モラルリスクの防止）
保険料の返還	保険契約の無効・取消しの場合に、保険会社が保険料を返還しなくてよい場合を明記
保険料の返還の制限	保険契約の無効・取消しの場合に、保険会社が保険料を返還しなくてよい場合を明記
保険機能の拡充	・超過保険：超過部分を「無効」から「 取消し可能 （善意でかつ重過失がない場合）」へ変更 ・重複保険：独立責任額全額支払方式とする
消滅時効	受取人の保険金請求権は 3年 で時効によって消滅する 保険会社の保険料請求権は 1年 で時効によって消滅する 告知義務違反があった場合の保険会社の契約解除権は、解除の原因を知つて1カ月間、または契約の締結から5年で時効によって消滅する。

※ 保険金等の支払時期は、各保険会社の約款において支払期限（各保険会社により異なる）を定めている。保険会社は提出された請求書類、約款の内容に基づいて保険金・給付金の支払事由に該当するかを判断する。約款の支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合、告知義務違反があった場合など保険金を支払わない場合がある。

一般的な生命保険会社の支払期限

書類が到着した日の翌日から**5日**以内（土日祝日・年末年始を除く）。ただし、確認が必要なケース（支払対象となるかの可否、告知義務違反や詐欺・不法取得の可能性がある場合など）による支払いは60日以内、特別な調査や照会が必要なケース（医療機関等の指定する書面による照会、弁護士法等による照会、警察等の捜査機関や裁判所に対する照会、日本国外への調査など）による支払いは90日～180日以内と規定されている。

(注) 保険法施行日以降に締結した保険料の払込が年払いや半年払いの保険契約において、期間の途中における解約等の保険契約の消滅などにおいて保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、保険契約者に返還する事項が約款に定めのあるときは未経過分の保険料が返還される。なお、保険商品の中には、保険期間の途中に解約等で保険契約が消滅しても、返還金を設けていないものもある。

「保険法」において、保険料不可分の原則は規定しておらず、同原則の採否は個々の保険契約に委ねるものとされている。したがって、未経過保険料の返還は約款の定めによる。

施行以前の既契約についても保険法が適用されるものは以下のとおりである。

- ① 保険金の支払時期
- ② 介入権制度
- ③ 先取特権
- ④ **重大事由による解除**

POINT!

保険法の主な規定は、詳細まで学習しよう！

5 少額短期保険業

少額短期保険業とは、保険業のうち、一定の事業規模の範囲内で、保険金額が少額、保険期間が短期の保険の引受けのみを行う事業のこと。

■保険会社との相違点

- ① 保険会社は免許制（金融庁長官・内閣総理大臣）であるが、少額短期保険業者は登録制（財務局へ申請し内閣総理大臣の登録）である。
- ② 最低資本金は原則として1,000万円
- ③ 1保険契約者について引受けるそれぞれの保険の区分に応じた保険金額の合計額（「総保険金額」という）について、それぞれの区分に定める上限金額の100倍の金額（「上限総保険金額」という）を超える保険の引受けは行えない。
- ④ 会社等の代表者を保険契約者とし、その構成員等を被保険者とする保険契約のうち、保険期間の中途で被保険者を増加させることができることとされているものについては、総保険金額は上限総保険金額の10%に限り、これを超過することができる。
- ⑤ 年間収受保険料は50億円以下
- ⑥ 保険契約者保護機構には未加入

■引受け可能な保険期間・保険金額の上限（原則）

	保険種類	上限（原則）
保険期間	生命保険・医療保険	1年
	損害保険	2年
保険金額	疾病による死亡・重度障害	300万円
	傷害による死亡・重度障害	600万円
	疾病・傷害による入院給付金等	80万円（日額×通算限度日数）
	損害保険	1,000万円

（注）1人の被保険者を対象とする保険金額の総額は、原則として1,000万円以下（個人賠償保険は別枠）。

POINT!

少額短期保険業者となる基準および取扱い可能な保険種類と上限額を覚えよう！

6 各種共済制度

1 JA共済

JA共済は農業協同組合法に基づき、農林水産省の管轄によって行われている共済事業で、生命保障分野のほか、自動車共済や火災共済、満期返戻金のある建物更生共済などの損害補償分野の共済も取り扱っている。加入者は、正組合員以外も出資金を支払い准組合員になって利用するほか、准組合員にならざるに利用することもできる。

1 事業年度における組合員の利用量の5分の1を超えない範囲で組合員外の利用が可能である。

「医療共済」は病気や不慮の事故による入院や手術等を保障し、入院共済金の1入院支払限度日数の型は、60日型、120日型、200日型の3種類から選択することができる。

JA共済の割戻金は、生命総合共済、建物更生共済などの長期間にわたって保障提供を行う商品が対象となるため、自動車共済など期間の短い共済については、割戻金を受けることができる対象商品ではない。

2 こくみん共済coop

全国労働者共済生活協同組合連合会いわゆる「こくみん共済coop」は、消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の認可を受けて設立された共済事業を行う協同組合である。

こくみん共済coopの共済商品に加入するには職場を経由するか、あるいは地域において出資金を支払って組合員になる必要がある。こくみん共済coopの保障には「遺族保障」「医療保障」「障がい・介護保障」「老後保障」「住まいの保障」「くるまの補償」等の分野と共に済商品がある。

「こくみん共済」は、終身タイプ等一部の共済を除き共済期間は1年（自動更新）、**年齢・性別**に関係なく毎月の掛金は一律である。

くるまの補償である「マイカー共済」（自動車総合共済、四輪車用）の基本となる補償には、対人賠償、対物賠償、人身傷害補償、車両損害補償がある。

3 都道府県民共済

都道府県民共済は、全国生活協同組合連合会（全国生協連）が、消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の認可を受けて実施（すべての都道府県で実施されている）している。都道府県民共済の保障には、生命・医療保障を一定期間保障する共済と損害を補償する火災共済があるが、自動車に関する共済はない。共済事業の年度ごとの決算において、剩余金が生じた場合は割戻金を受け取ることができる。

4 CO・OP共済

コープ（CO・OP）とは生活協同組合（生協）の略称で、消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の認可を受け実施している。CO・OP共済の保障は、生命・医療保障分野（積立型や終身タイプがあり）や損害補償の火災共済があるが、自動車に関する共済はない。

5 各種共済と契約者保護

制度共済	根拠法	保険法の適用	保護機構の補償	保険業法
JA共済	農業協同組合法			
こくみん共済coop	消費生活協同組合法	適用	補償対象外	対象外
都道府県民共済				
CO・OP共済				

POINT!

各種共済の概略を学習しよう！

チェックテスト

- (1) 保険募集にあたって、配当金など将来における金額が不確実な事項について、パンフレットなどで断定的な記述を行うことは禁止されている。
- (2) 生命保険の加入に際し被保険者が健康診断で指摘を受けたことについて告知をしなくてもよいと生命保険募集人が被保険者に勧めたとしても、告知をするかどうかは被保険者に委ねられているため、募集人は法令違反に問われない。
- (3) 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容の説明行為は、保険募集人の登録を必要とする。
- (4) コールセンターのオペレーターが行う、事務手続きについての説明行為は保険募集人の登録を必要とする。
- (5) 保険仲立人（ブローカー）は、原則として保険契約の締結の媒介および代理を行うことができる。
- (6) 生命保険会社の営業職員である生命保険募集人は、原則として一社専属制とされる。
- (7) 保険契約の申込者等は、保険契約の申込みの撤回等に関する事項が記載された書面を交付された日または申込日のいずれか早い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または口頭により当該保険契約の申込みの撤回をすることができる。
- (8) 救済保険会社が現れない場合、生命保険契約者保護機構の子会社として設立される承継保険会社に保険契約等を承継してこれを継続させて保険契約者の保護を図ることになるが、生命保険契約者保護機構自らが保険契約等の引受けを行うことは規定されていない。
- (9) 少額短期保険業者は、傷害による死亡・重度障害の保険金額を10,000千円、保険期間を1年とする傷害保険を引き受けることができる。
- (10) 保険法では、すべての契約を対象に、保険法の規定よりも保険契約者に不利な内容の約款は無効とする片面的強行規定が設けられている。

解答

- (1) ○ (2) × (3) ○ (4) × (5) ×
(6) ○ (7) × (8) × (9) × (10) ×

第7章

生命保険・第三分野の保険の仕組みと保険商品

過去の出題状況	2021.5	2021.9	2022.1	2022.5	2022.9	2023.1
生命保険のルール			☆	☆		
生命保険商品	☆	☆		☆	☆	☆

1. 生命保険の仕組みと特徴

生命保険の分類と保険料・配当金の仕組みを理解する。

2. 保険契約のルール（約款の留意点など）

保険の手続き上の決まりごとから既契約に関する規定が重要である。

3. 生命保険商品

基本的な商品の内容、特に総合福祉団体定期保険と財形保険が重要である。

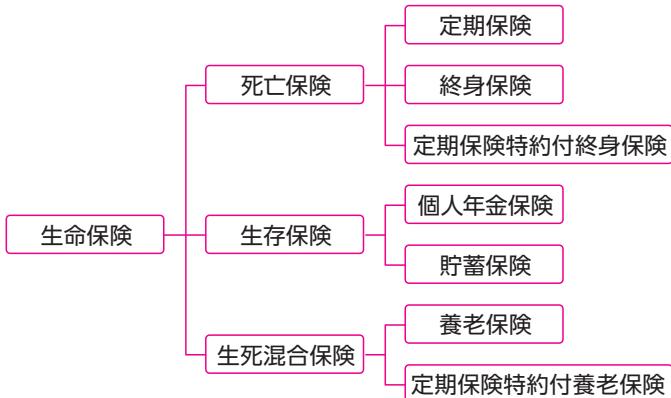
4. 第三分野の保険

第三分野の保険に関する概略とその商品の特徴を学習する。

1 生命保険の仕組みと特徴

1 生命保険の分類

生命保険は、保険金の支払われ方によって死亡保険、生存保険、生死混合保険の3つに分類される。



また、一般勘定として運用実積を保証する定額保険と特別勘定として運用実積を保証しない変額保険の2つに分類することもある。



2 生命保険料の仕組み

保険料は、大数の法則と収支相等の原則の2つを基礎として、3つの予定基礎率から計算される。

(1) 大数の法則

少數では不確定なことも、大数でみると一定の法則があること。この法則は、人の生死にもあてはまり、保険料は被保険者の年齢・性別により計算される。

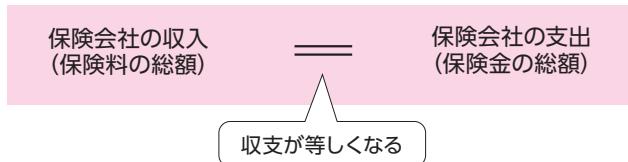
- ・死亡率：ある年齢の人が1年間に死亡する割合のこと。死亡率は性別、年齢により異なるため、生命保険会社では性別、年齢に応じて個人が負担する金額を決めている。
- ・生命表：ある集団（性別・年齢別）について、死亡率を観察し、人の生死の法則を表にしたもの。

(注) 生命保険は、責任準備金の積立の際に日本アクチュエリー協会が作成した標準生命表を使用している（保険料算出の際に使用する義務はない）。

また、保険加入の際には職業や健康状態の告知により危険選択を行い、大数の法則のバラツキを遮減させている。

(2) 収支相等の原則

契約者全体が払い込む保険料総額および予定運用収益の合計額と、保険会社が受取人全体に支払う保険金総額が相等しくなること。

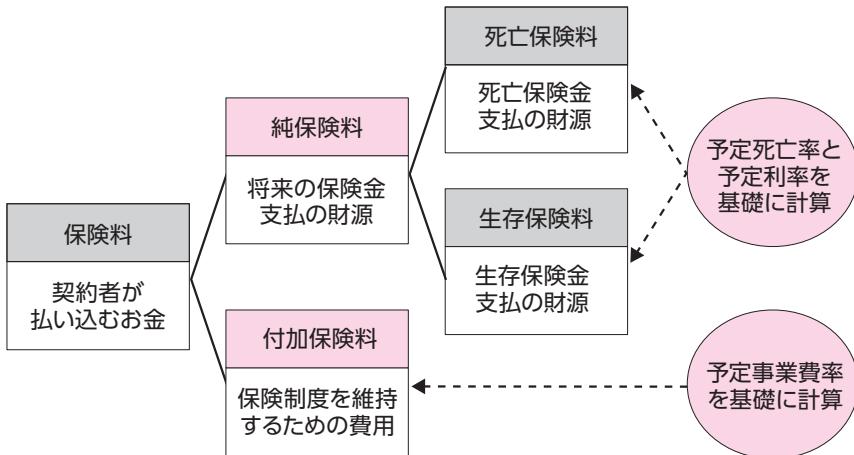


3 保険料計算の基礎率

保険料は、3つの予定基礎率（予定死亡率、予定利率、予定事業費率）に基づいて計算されている。

予定死亡率	死亡率とともに将来の保険金の支払いに必要な保険料を計算する。 (注) 死亡保険の場合、 予定死亡率が低いほど 保険料は安くなる。
予定利率	保険料は、運用によって得られる収益を予定して、あらかじめ一定の利率で割り引かれている。その割引に使用する利率を 予定利率 という。 (注) 予定利率が高いほど 、保険料は安くなる。
予定事業費率	保険会社は、保険事業運営上必要とする経費を予定して、保険料の中に組み込んでいる。 (注) 予定事業費率が低いほど 、保険料は安くなる。

■保険料の構成



4 責任準備金

生命保険において、定期保険のような死亡保険の保険料が自然保険料である場合には、毎年の純保険料と保険金支払いの総額は等しくなるよう算定されているため、過不足は生じない。しかし、通常の保険料は平準化して支払っているため保険期間の当初では保険料収入が過剰となり、逆に後半はリスクの上昇に伴い死亡保険金支払いが増加することになる。そこで、後半の保険金支払いに備え保険期間前半の収入保険料の一部を積み立てておき、後半ではそれを取り崩して保険の収支を等しくしている。この積立金を責任準備金[※]という。

養老保険のような貯蓄型保険では、満期保険金の積立も必要となるため、責任準備金の額は大きくなる。

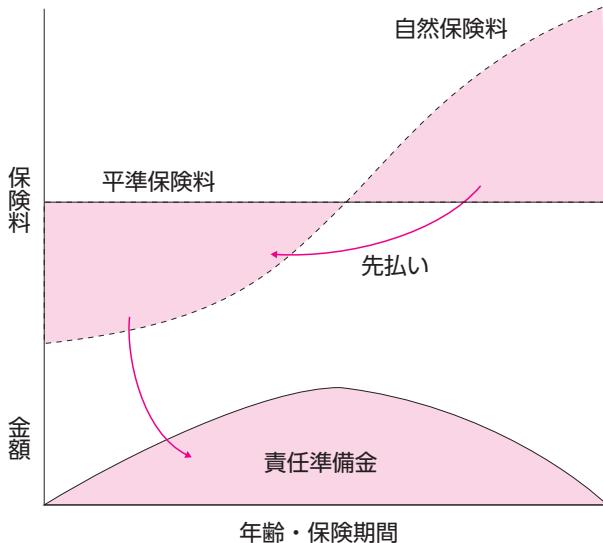
責任準備金は、将来の保険金支払いの原資であると同時に、解約時に受け取る解約返戻金のもとでもある。

個人向け生命保険商品の多くは金融庁が標準レベルを設定する標準責任準備金制度により積立されている。

標準責任準備金制度では、平準純保険料式で積み立てることとされている。標準責任準備金制度の対象とならない保険契約についても、原則として、平準純保険料式により積み立てることとされている。

なお、責任準備金の積立方式には、平準純保険料式とチルメル式があり、平準純保険料式とチルメル式を比べた場合、予定死亡率等の計算基礎率が同一であれば、チルメル期間中は、平準純保険料式のほうがチルメル式よりも責任準備金は多くなり、最終的には同額となる。平準純保険料式は、より健全性を追求したものといえる。新設会社で保有契約に比べて新契約の割合が高く、平準純保険料式による積立が困難な場合では、チルメル式など他の合理的な方式による積立が認められる。

- ① 自然保険料：各年齢別死亡率に基づいて、1年ごとに収支のバランスが取れるように計算された保険料であり、年齢（死亡率）とともに上昇する。
- ② 平準保険料：一定の保険期間、毎回同一の保険料払込契約の終期までの保険期間全体で収支のバランスが取れるように計算された保険料であり、当初の保険料は自然保険料より高く、将来の保険金支払いに備え責任準備金として積み立てておかなければならぬ。



※ 責任準備金を積み立てるうえで「標準利率」の使用が義務付けられている。

標準利率は、10年国債の過去3年または10年間の平均利回りなどを基に金融庁が算出し、生命保険会社はこれを目安に予定利率（運用利回り）を定めている。

5 配当金の仕組み

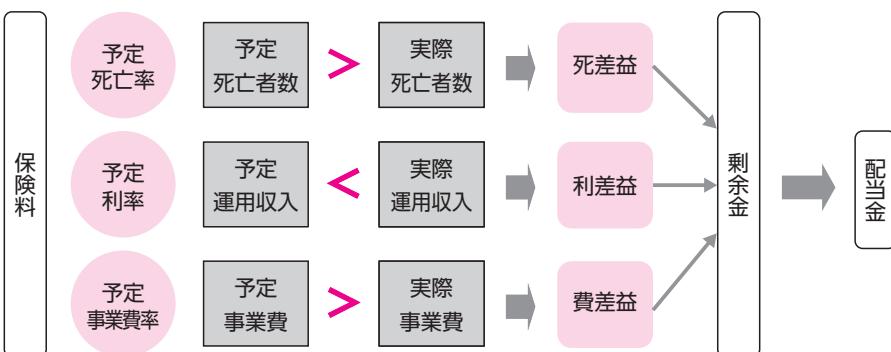
(1) 剰余金と配当金

予定死亡率、予定利率、予定事業費率の3つの予定基礎率は、安全を見込んでいるため、毎年度末の決算では通常「あまり（剰余金）」が生じる。剰余金が生じる原因には、死差益、利差益、費差益の3つがある。生命保険会社は、これらの剰余金を財源として契約者に配当金を支払う。

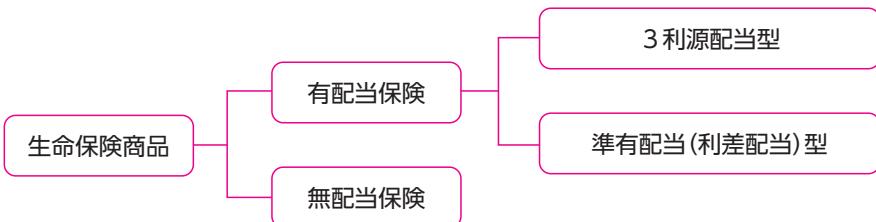
死差益	予定死亡率によって見込まれた死亡者数よりも、実際の死亡者数が少なかった場合に生ずる利益のこと
利差益	予定利率によって見込まれた運用収入よりも、実際の運用収入が多かった場合に生ずる利益のこと
費差益	予定事業費率によって見込まれた事業費よりも、実際の事業費が少なかった場合に生ずる利益のこと

つまり、保険料（死亡保険）は、予定死亡率が低いほど、予定利率が高いほど、予定事業費率が低いほど、安くなる。

■有配当保険の仕組み



(2) 有配当保険と無配当保険



有配当保険	剩余金を配当金として契約者に還元する保険 (注) 配当金は、通常、契約後3年目から支払われる
準有配当保険	有配当保険の一種。利差益のみを配当金として還元する保険 (利差配当付保険) (注) 例えば5年ごと配当型の場合、通常契約後6年目から5年ごとに配当金が支払われる
無配当保険	保険料を安くする代わりに剩余金を契約者に還元しない保険

保険会社、保険種類、保険金額などの加入条件が同一の場合、有配当保険の保険料は最も高く、ついで準有配当保険となり、無配当保険が最も安い。

(3) 配当金の受取り方法

配当金の受取り方法には、次の4つがある。

保険種類によっては受取り方法が積立にすることなどが決まっていて、選択できないケースもある。

方 式	内 容
積 立	配当金を積み立てておく方法で所定の利息が付き、契約者からの請求による引出しが可能
買 増	配当金を一時払の保険料として保険を買い増す方法で、途中引出しができない。
現金支払	配当金をそのつど現金で受け取る方法
相 殺	配当金と保険料を相殺する方法で、配当金の分だけ保険料負担が軽減される。

POINT!

生命保険の保険料や配当金の仕組みについて確認しよう。

2 保険契約のルール（約款の留意点など）

1 生命保険の基本用語

■ 契約の関係者

契 約 者	保険会社と保険契約を締結し、契約上的一切の権利（契約内容変更請求権等）と義務（保険料の支払い義務）を持つ人
被 保 険 者	その人の生死・災害・病気などが保険の対象となっている人
受 取 人	保険金・給付金・年金などを受け取る人

■ 保険料・保険金など

保 険 料	契約者が生命保険会社に払い込むお金
保 険 金	被保険者が死亡・高度障害状態のとき、または満期まで生存したときに生命保険会社から受取人に支払われるお金
給 付 金	被保険者が入院したり、手術をしたときなどに生命保険会社から受取人に支払われるお金
解約返戻金	生命保険契約を解約したときに契約者に払い戻されるお金

■ 契約に関する用語

保 険 事 故	死亡・災害・高度障害・病気など保険金や給付金の支払いが約束された出来事
保 険 期 間	保障が続く期間。この期間内に保険事故が発生した場合のみ、保険会社から給付が受けられる
保険料払込期間	実際に保険料を払い込む期間。保険期間とは必ずしも一致しない ①全期払込：保険期間の全期間にわたって保険料を払い込む方法 ②有期払込：保険期間より短い期間に保険料を払い込む方法

2 約款とご契約のしおり

「約款」とは、保険会社があらかじめ定めた保険契約に関するルールを記載したもので、保険会社と契約者との権利義務を規定している。約款の重要な部分を抜粋し、平易に解説したものが「ご契約のしおり」である。

3 告 知

保険契約の締結の際に契約者または被保険者は、保険会社の危険選択のために保険会社が求める告知事項（職業や現在や過去の健康状態）について、告知をしなければならない（**質問応答義務**）。これを「告知義務」という。職業や健康告知により標準体と比較し、危険度が高い場合には、特別の条件を付すことにより契約者相互間の保険料の公平性を保っている。

（1）告知義務者

契約者または被保険者

（2）告知の方法

- ・医師の診査：保険会社の指定する医師による告知書の質問事項について、問診に告知義務者がありのままを答え告知書に署名する。
- ・告知書：所定の告知書の質問に告知義務者が直接記入を行う。
(注) 募集人に口頭で告知しても告知したことにはならない。

（3）告知する内容

被保険者（または契約者）の現在の職業、最近の健康状態、過去（一般に5年以内）の健康状態や病歴、身体の障害など。

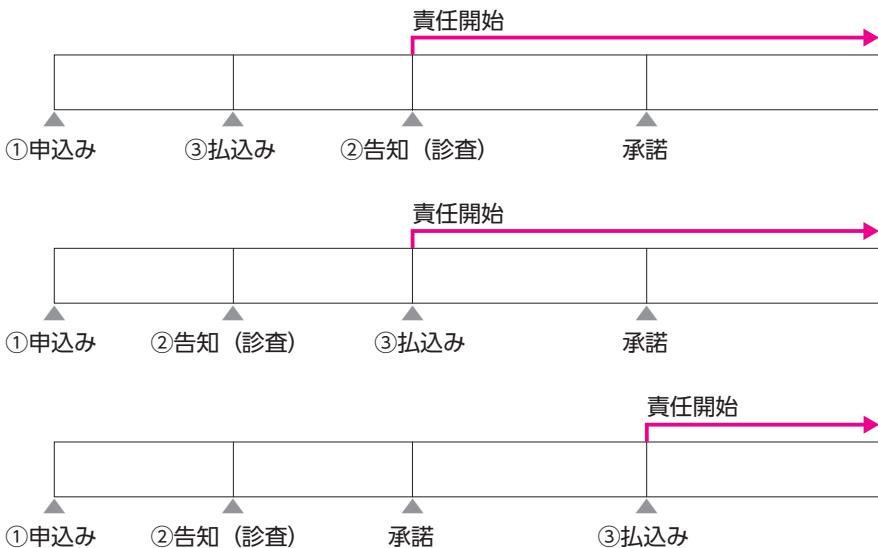
（4）告知義務違反と解除

重要事実の不告知、事実と違う告知（告知義務違反）を保険会社が知った場合、保険会社はその契約を解除できる。解約返戻金があれば払い戻す。解除前の保険事故に保険金は支払わないが、告知義務違反内容と全く因果関係がないときは支払う。また、契約が契約日から2年（保険法では5年）を超えて有効に継続した場合、会社が解除の原因を知ってから**1カ月**以内に解除を行わなかった場合は解除権は消滅する。

4 責任開始期（日）

責任開始期（日）は、①申込み、②告知（診査）、③第1回保険料の払込みの3つがすべて完了したとき保険契約上の責任が開始される。保険会社の承諾のときからではない。

■責任開始期のパターン



5 保険料の払込み

一時払い	保険期間の全体を1つの単位として一時に払い込む		
分割払い	月払い 半年払い 年払い	前納 (一括払い)	前納は会社の定める利率で割り引かれ保険会社が預かる。保険期間が経過するごとに保険料として充当する。契約時に全保険期間の保険料をまとめて支払う方法を全期前納という

分割払いでは、保険期間の全期間にわたり保険料を払い込む**全期払い**と、保険期間より短く払う**短期（有期）払い**がある。

一時払いと全期前納の違いは下表のとおり。

	一時払い	全期前納（一括払い）
仕組み	保険期間の全保険料を一時に払い込む	全保険期間の保険料を前納する
保険事故発生の場合	保険金が支払われる	保険金に加えて未経過部分の保険料を返還
保険料	どの払込方法よりも安い	一時払いより高い
生命保険料控除	払込年の1回限り	前納期間中の毎年

6 保険料払込免除

一般的な死亡保障のある保険契約等では、被保険者が不慮の事故で一定期間内（一般に180日以内）に約款に定められた所定の身体障害状態となった場合、以降の保険料の払込みが免除される。

7 保険料猶予期間・失効と復活・復旧

(1) 猶予期間

保険料の払込期月^{*}に遅れても、保険会社は一定期間（猶予期間）保険料の払込みを待って契約を有効に継続させる。

猶予期間	月払い	払込期月の翌月初日から末日まで
	半年払い・年払い	払込期月の翌月初日から翌々月の契約応当日まで

* 払込期月とは保険料を払う必要のある月のこと、契約応当日の属する月の初日から末日までの期間のこと。

- (例) 払込期月が7月（契約応当日7月11日）の場合の猶予期間
- ・月払いの場合……………8月1日～8月31日
 - ・半年払い・年払いの場合…8月1日～9月11日

(2) 失効と復活・復旧

- ・**失効**（上記（例）において自動振替貸付が行われない場合）：月払いの場合8月31日までの猶予期間中に保険料の払込みがないとき9月1日に保険は失効する。半年払い・年払いの場合、9月11日までに保険料の払込みがないとき9月12日に保険は失効する。
- ・**復活**：保険会社が定める一定の範囲により失効した保険を元の有効な状態に戻すことを復活という。復活時には告知または診査が必要となり、復活までの未払保険料全額を払い込む必要がある。復活した日が責任開始日として取り扱われ、復活後の保険料は、失効する前の保険料により保険契約が継続される。健康状態によっては復活できない場合もある。
- ・**復旧**：保険会社が定める一定の範囲により、減額や払済保険、延長保険へ変更した後、元の契約状態に戻すことを復旧という。告知または診査が必要となり、不足となる責任準備金や保険料を払い込む必要がある。健康状態によっては復旧できない場合もある。

8 自動振替貸付・契約者貸付

(1) 自動振替貸付

解約返戻金のある保険（保険種類によっては不可）では、猶予期間が過ぎた契約に対し、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に生命保険会社が立て替えて、契約を有効に継続させる制度である。立て替えた保険料は契約者が借りたことになり所定の利

息が付く。

一定期間内に解約や払済・延長保険へ変更の手続きを行った場合、自動振替貸付がなかったものとして取り扱われる。

(2) 契約者貸付

有効契約期間の途中で、保険会社が定める解約返戻金の一定の範囲内で契約者が希望する金額を貸し付ける制度である。貸付金には所定の利息が付く。この利息は、保険会社が定める利率で計算され、利率は保険契約時期により当該保険契約の予定利率により異なるため、予定利率が高い契約の利率は高く設定されている。また、貸付金（利息を含む）の返済前に保険金の支払事由が生じた場合、保険金から貸付金の元利合計が差し引かれる。

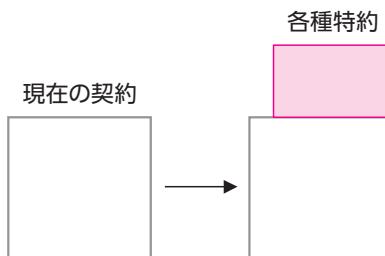
9 生命保険の見直し

ライフサイクルの変化に応じ、保険の必要性も変化することが多い。よって、保険加入後も定期的に見直すことが大切である。見直すにあたり加入中の保険の取り扱い方法の選択は非常に重要といえる。解約は最後の手段である。

(1) 中途付加

現在の契約に定期保険特約や医療保障などの各種特約を中途付加する方法である。中途付加する特約の保険料は、中途付加時の年齢、保険料率により計算され、現在の契約の保険料に加えて払い込む。告知または診査が必要である。

追加責任準備金の払込みが必要な場合もある。

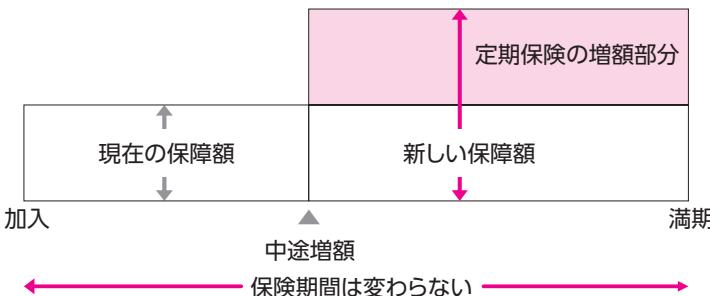


(2) 中途増額

中途増額制度とは、現在加入している生命保険の保障額を増額する制度である。増額部分の満期日は、現在加入している保険と同一で、増額部分の保険料は中途増額時の年齢で計算される。告知または診査が必要である。

追加責任準備金の払込みが必要な場合もある。

■定期保険の中途増額制度のイメージ図

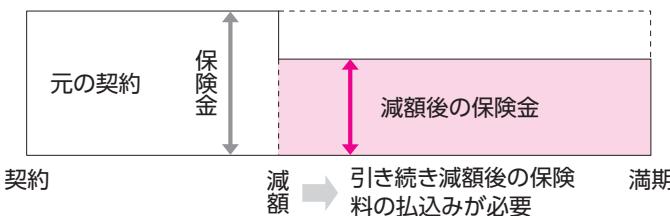


(3) 減額

保険金額を減らし、払い込む保険料を少なくする方法である。

減額部分は、解約されたものとして取り扱われ、減額部分に相当する解約返戻金が支払われる。ただし、個人年金保険料税制適格特約が付帯されている個人年金の減額について、受け取ることはできず、年金開始まで据え置かれる。

付加している特約についても併せて減額されたり、場合によっては特約が消滅したりすることがある。



(4) 払済保険

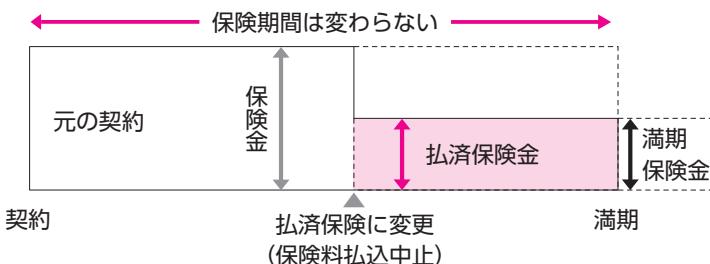
払済保険は、保険料払込期間の途中で保険料の払込みを中止し、その時の解約返戻金をもとに、残りの期間を保険期間とする一時払養老保険または変更前と同種類の一時払いの保険に変更する方法である。

ただし、払済保険の保険金額が、その会社の定める限度を下回る場合は利用できない。

払済保険の予定利率は、一般に変更前の保険契約の予定利率が引き継がれる。

- 各種特約の保障はなくなる。ただし、一般にリビング・ニーズ特約や指定代理請求特約は消滅しない。
- 個人年金保険料税制適格特約を付帯した個人年金を払済にする場合、契約後10年を経過していなければ取り扱いはできない。**
- 元の契約への復旧については、取り扱う保険会社もあるが、一般に告知または診査が必要である。

■養老保険の場合



(5) 延長(定期)保険

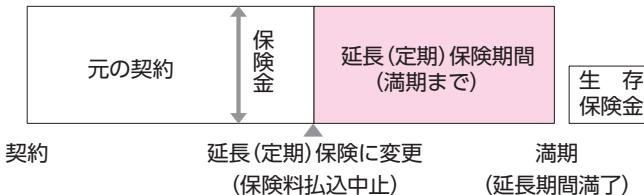
延長(定期)保険は、保険料払込期間の途中で保険料の払込みを中止し、その時の解約返戻金をもとに、元の契約の保険金額を変更せずに保険期間を短縮して、一時払いの定期保険に変更する制度である。

- ・解約返戻金で計算した保険期間が、元の契約の満期を超える場合は満期までとし、満期のときには生存保険金が支払われる。
- ・各種特約の保障はなくなる。なお、リビング・ニーズ契約も消滅する。
- ・元の契約への復旧については、払済保険と同様に取り扱う保険会社もある。

■延長(定期)保険期間が元の契約の保険期間より短くなる場合



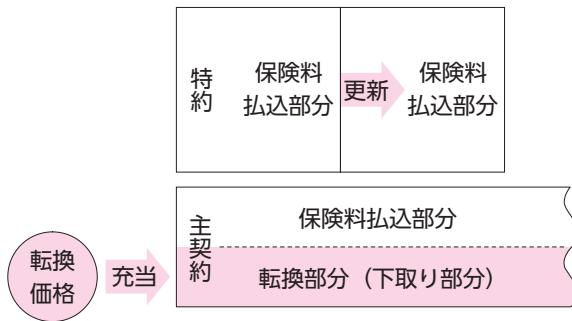
■延長(定期)保険期間が元の契約の満期まで続く場合



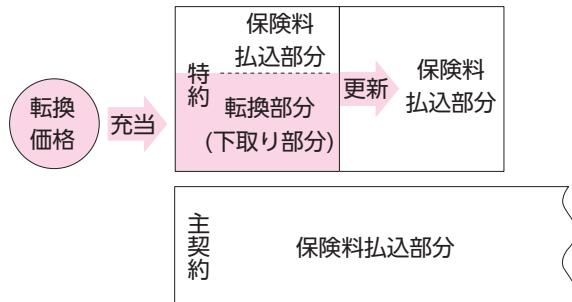
(6) 契約転換制度

現在加入中の保険を解約することなく、その責任準備金や配当金を転換価格として新たな保険契約（同一の保険会社に限る）の一部に充当する方法である。告知（診査）が必要であり、転換後新契約はそのときの保険種類・年齢による保険料率で保険料が計算され、転換価格があてられた部分の保険料負担が軽減される。また、一般に転換前契約の特別配当金の権利を引き継ぐことができる。

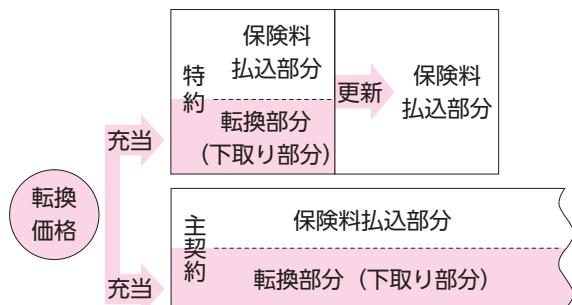
- ・**基本転換**：転換価格を終身保険（主契約）に充当する。転換価格は残るが保険料遅減効果は小さい。



- ・**定期保険特約転換**：転換価格を定期保険特約に充当する。転換価格は定期保険特約の期間満了時になくなる。保険料遅減効果は大きい。



- ・**比例転換**：転換価格を終身保険（主契約）部分と定期保険特約部分に一定割合で充当する。基本転換と定期保険特約転換の一定割合の組み合わせである。



■転換時における生命保険会社の情報提供

転換の利用を勧める際には、転換以外の方法や転換した場合の新旧契約の内容比較などについて記載した重要事項説明書面を交付する義務がある。

- ・転換前、転換後の保険契約に関し、次の重要事項を対比し記載したもの
「基本となる保険金の名称と金額」「個別の特約名と特約保険金額・給付金額」「保険期間および保険料払込期間」「保険料および払込方法」「配当方式」
- ・転換時の予定利率が元の契約の予定利率よりも下がる場合は、保険種類によっては保険料が引上げとなる場合もあること
- ・転換以外に、現在の契約を継続したまま保障の内容を見直す方法がある事実、およびその方法（追加加入、特約の中途付加など）

(7) 解約

保険契約者からの申し出により、いつでも契約を将来に向かって解消することが可能である。特約も同時に解約することになる。

特約のみを解約することも可能であるが、一定の制約を受ける場合がある。

解約した契約を元に戻すことはできず、解約返戻金があれば払い戻される。

10 保険金・給付金の請求

(1) 高度障害保険金

一般に、被保険者が責任開始期（復活日）以降に発病し、または、発生した疾病または傷害によって次のいずれかの身体障害の状態に該当し、かつ回復の見込みがないときに、保険金受取人の請求により、死亡保険金と同額の高度障害保険金が支払われる。

■高度障害保険金の支払事由

- ① 兩目の視力を全く永久に失ったもの（矯正視力0.02以下で回復の見込みがない）
- ② 言語またはそしゃく機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 兩上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 兩下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(2) 指定代理請求制度

「リビング・ニーズ特約」や「特定疾病保障保険」「介護保険」など生前に保険金を受け取ることができる受取人は被保険者となる。しかし、意思表示ができない特別な

事情で被保険者が請求できないときは、あらかじめ指定した代理人が被保険者に代わって請求が行える制度（請求時に指定代理人の範囲に該当することを要する）を指定代理請求制度という。

■指定代理人の範囲（保険会社によって異なる）

- ① 請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の戸籍上の三親等内の親族

11 更新

定期保険や医療保険（特約を含む）について、契約から契約期間が終了するまでの全期間（20年、30年など）を1つの保険期間として取り扱う全期型と、契約期間が終了する期間を一定年数（5年、10年、15年など）ごとに区切り、その期間が満了した時点で次の保険期間に契約を継続していく更新型がある。

更新型の特徴は以下のとおりである。

- ① 全期型と比べ保険期間が短い更新型は、当初の保険料が安くなる。
- ② 更新後の保険料は、更新時の保険年齢、保険料率により再計算されるため保険料が一般に高くなる。
- ③ 更新は、**告知・医師の診査は必要なく健康状態に関係なく更新することができる。**
- ④ 契約者からの申し出がない場合、自動更新される。更新しない、あるいは減額して更新を希望する場合は更新前に申し出る必要がある。

12 契約者・受取人の変更

保険契約者は、**被保険者の同意**を得て保険会社の規定による範囲で、契約者や死亡保険金受取人などを変更することができる。

なお、契約者や受取人が変更されたとしてもその時点で課税関係は発生しない。

保険法により、**遺言による保険金受取人の変更が可能**となり、遺言による変更の場合、契約者の相続人が保険会社にその旨を通知する必要がある。

POINT!

生命保険の約款に関する基本的なルールが大切である。

3 生命保険商品

1 定期保険

保険期間は一定で、その間に死亡した場合のみ死亡保険金が支払われる。

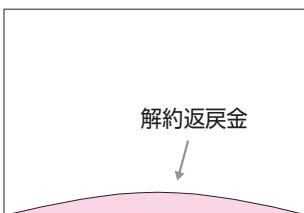
保険期間満了まで保険料は変わらない。保険期間満了時に満期保険金はないといった特徴がある。

(1) 平準定期保険

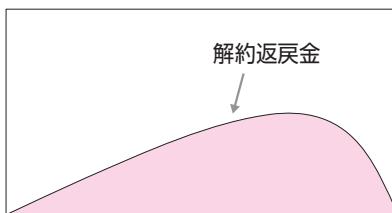
保険期間中保険金額、保険料が一定であり、保険期間が長期のものもある。

■平準定期保険のイメージ図

保険期間の短い定期保険



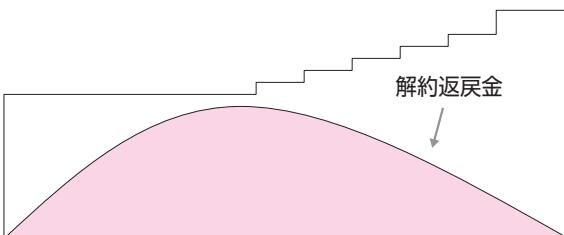
保険期間の長い定期保険



(2) 遅増定期保険

保険期間が経過するごとに保険金額が一定割合ずつ増加する定期保険である。途中の解約返戻金が多い時点があり、保険期間満了時には解約返戻金はゼロとなる。法人契約として利用されている。

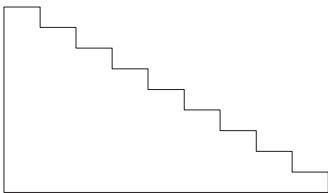
■遅増定期保険のイメージ図



(3) 遅減定期保険

保険期間が経過するごとに保険金額が一定割合ずつ遅減する定期保険である。

■遞減定期保険のイメージ図



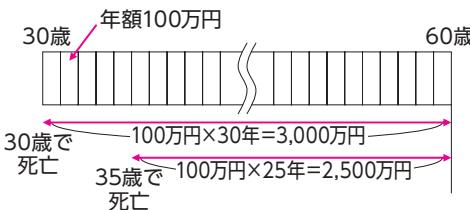
2 収入保障保険

死亡したとき以降、契約時に定めた保険期間まで死亡保険金を年金形式で受け取ることができる保険。年金受取回数はいつ死亡するかで異なる（下図①）。年金受取回数に最低保証を設けている場合、死亡時期にかかわらず最低保証される。

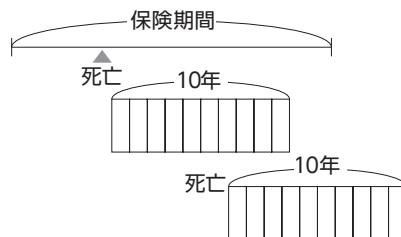
保険期間中であれば死亡時期にかかわらず受取回数が10年や15年など決まっているものもある（下図②）。

また、保険金は年金での受け取りに代えて、一時金として受け取ることも可能であるが、一時金での受取額は年金受取総額より少なくなる。

①

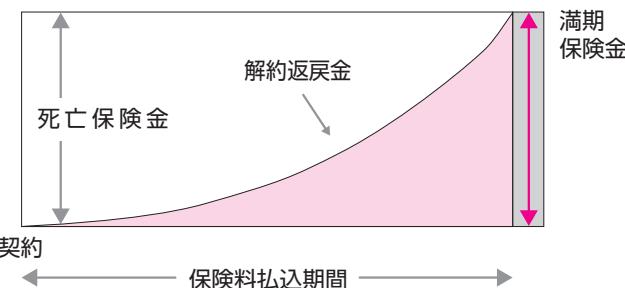


②



3 養老保険

保険期間は一定で死亡したときは死亡保険金が、満期時に生存していたときは満期保険金が受け取れる。死亡保険金と満期保険金は同額である。

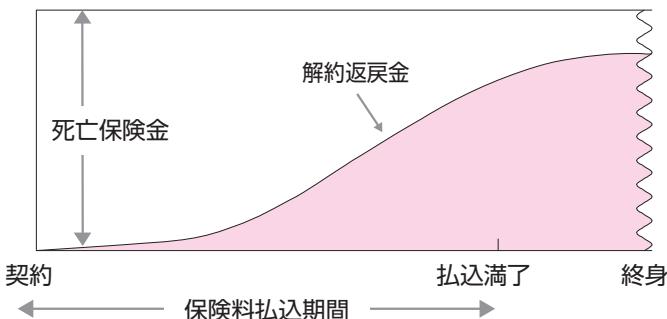


4 終身保険

(1) 終身保険の特徴

保険期間は一生涯（終身保障）であり、死亡した場合に死亡保険金が支払われる。貯蓄性が高く保険期間の経過とともに解約返戻金が増加する。保険料払込期間が一定年齢または一定期間で完了する有期払込と一生涯払い続ける終身払込がある。満期がないため満期保険金はない。

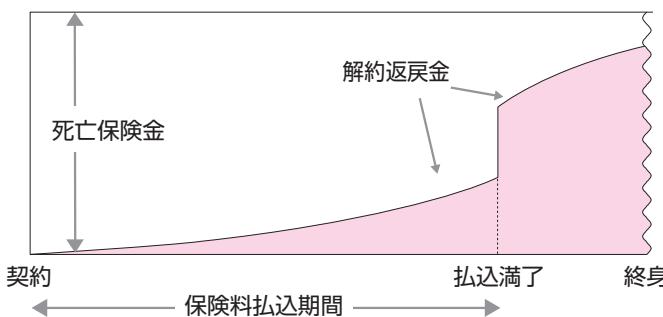
■有期払込のイメージ図（一例）



(2) 低解約返戻金型終身保険

保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑えて、保険料を割安にした終身保険である。

■低解約返戻金型終身保険のイメージ図



(3) 積立利率変動型終身保険

契約時の保険金額は基本保険金額として保証され、保険料も定額である。ただし、契約後の市場金利に連動して積立利率が見直され、一定の割合を超えると、保険金や解約返戻金額などが増加する仕組みの終身保険である。

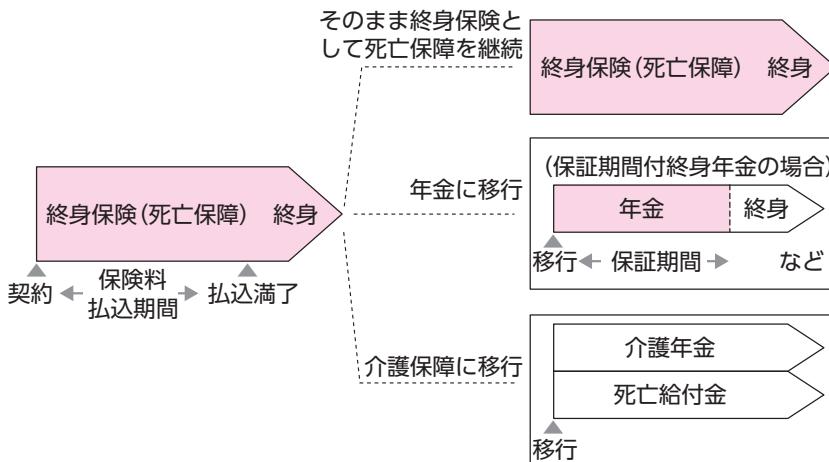
積立利率は、将来の保険金支払いのために保険料の中から積み立てた積立金に付利する利率であり、所定の期日に各種費用を控除して設定される。一般に積立利率は通

常の保険より低いが最低保証されている。

(4) 終身保険の保険料払込満了後の取扱い

終身保険では、保険料の払込満了後など所定の時期に、保険会社の定める範囲内で保障内容を変更できる取り扱いがある。

保険料払込満了後にその時の責任準備金をニーズにあわせて活用することができ、そのまま死亡保障を継続するほか、一生涯の死亡保障に代えて、老後の年金や介護保障などに保障内容を移行できる場合もある。



(注)「死亡保障」と「年金」など複数の組み合わせができる場合もある。

5 定期保険特約付終身保険

終身保険（主契約）と定期保険特約を一定の範囲内で組み合わせ、保障を大きくした保険である。

定期保険特約の倍率が高い高倍率型であれば、比較的割安な保険料で加入でき、働き盛りで家族のために大きな保障が必要な人に適している。

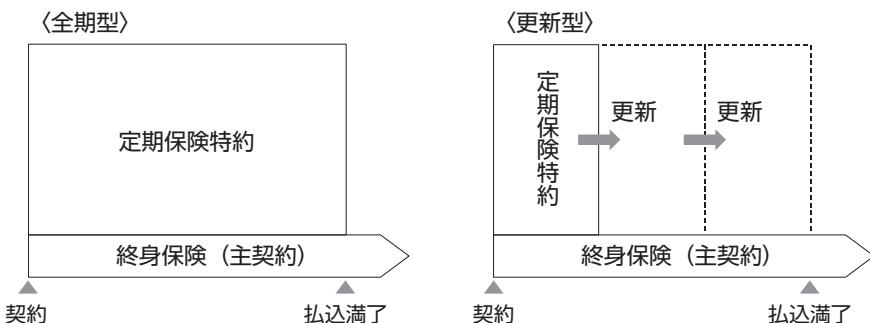
定期保険特約の保険期間の設定により「全期型」と「更新型」がある。

- ・更新型：定期保険特約を主契約の5倍、10倍、20倍等という形で付加し、比較的短期間で更新するもの。
- ・全期型：主契約の保険料払込が終了するまで更新なく、定期保険特約保険期間が定められているもの。

■特色

- ① 終身保険に定期保険（定期保険特約）を上乗せしたもの。
- ② 保障は一生涯続き、定期保険特約の付いている期間内に死亡したときには、終身保険部分と定期保険部分を合わせた死亡保険金が支払われる。
- ③ 保険料払込満了時点で大きな保障がなくなった後に、終身保険部分を継続したり解約返戻金と配当金を元に年金払いとして受け取ったり、介護保障に変更したりするといったことも可能なタイプもある。
- ④ 夫婦2人を同時に保障する夫婦連生タイプもある。

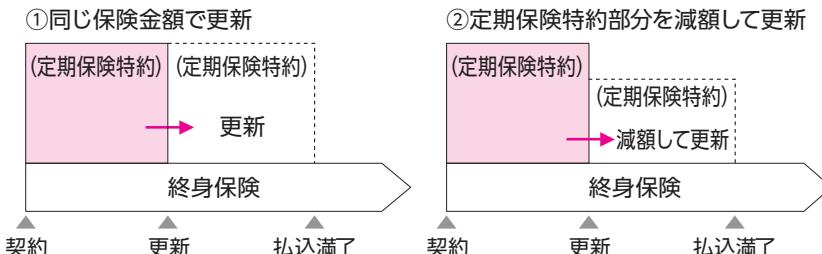
■全期型・更新型のイメージ図（一例）



「更新型」の場合、特約保険期間が満了するつど健康状態に関係なく定期保険特約を更新できるが、更新の際に、そのときの保障ニーズに応じて保障内容を見直すことができる。

- ① 定期保険特約部分を、契約時と同じ保険金額で更新する。
この場合、更新後の保険料は、更新時の年齢、保険料率により再計算されるので、通常の場合、更新前より保険料は高くなる。
- ② 定期保険特約部分を、保険会社の取扱範囲内で減額して更新する。

■定期保険特約付終身保険（更新型）の例



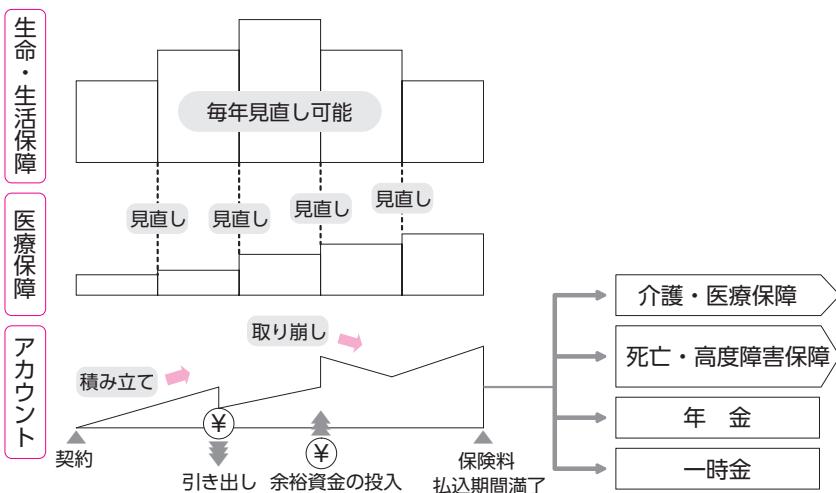
(注) 保険会社によっては、終身保険と定期保険特約の割合を変更（定期保険特約を減らし、終身保険を増やす）して更新することなどができる。

6 利率変動型積立終身保険（アカウント型保険）

保険料の一部を主契約（アカウント＝積立部分）に積み立て、保険料払込満了時に積立金の全部または一部を一時払保険料として充当することにより、無告知で終身保険や年金に変更できる商品である。

■積立部分（アカウント）の仕組みと活用

- ① 保険料払込期間中の死亡保障は、その時点の積立金となる。
- ② 払込期間満了時に終身保険や年金に移行する（積立を継続できるものもある）。
- ③ 定期的に利率が変動する。利率は一定期間ごとに見直されるが、市場金利が低下しても最低保証利率を下回ることはない。
- ④ アカウント部分から保険料として必要に応じて所定の範囲内で支払いができる。
- ⑤ アカウント部分（積立終身保険）に一時金の投入もできる。
- ⑥ 積み立てられた積立金を引き出すことができるが、経過年数に応じた手数料（会社によって異なる）が必要となる。
- ⑦ 死亡保障、医療保障等各種特約を付加できる。
- ⑧ ライフステージに合わせて、契約を転換することなく保障内容を見直すことができる。



7 組立保険

これまでの定期保険特約付終身保険やアカウント型保険等とは異なり、**主契約を限定することなく**保険会社が定める所定の各種保険や第3分野の保険を自由に組み合わせて加入することができる保険である。

特定されない単体商品の保険種類を組み合わせるものや、特約のみを自由に組み合わせて契約することが可能な「特約型組立保険」もある。

8 特定疾病保障保険

定期保険のタイプと終身保険のタイプがあり、**ガン**、**急性心筋梗塞**、**脳卒中**により所定の状態になったとき死亡保険金と同額の特定疾病保険金が支払われる。

特定疾病保険金が支払われると契約は消滅する。

特定疾病保険金の支払い対象となる前に死亡した場合には、死亡保険金が支払われ保険は消滅する。

■所定の状態

ガン：契約後に初めてガンにかかったと医師によって診断確定されたとき

急性心筋梗塞：契約後に急性心筋梗塞となり、医師の診療を受けた初診日から60日以上労働が制限される状態が継続したと医師によって診断確定されたとき

脳卒中：契約後に脳卒中になり、医師の診察を受けた初診日から60日以上、言語障害、運動失調、まひなどの神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

9 無選択型保険・限定告知型保険（引受基準緩和型保険）

- ・無選択型保険：契約にあたり健康状態に関する告知や医師の診査がない保険。終身保険と医療保険の2種類があるが、医療保険はほとんどの会社で取扱っていない。契約後2年など一定期間に病気により死亡した場合、死亡保険金ではなくすでに払い込んだ保険料相当額を受け取れる。なお、災害死亡の場合は、契約当初から死亡保険金が受け取れる。
- ・限定告知型生命保険：契約時に医師による診査がなく、健康状態について告知する項目が通常より少ない保険。

10 変額保険

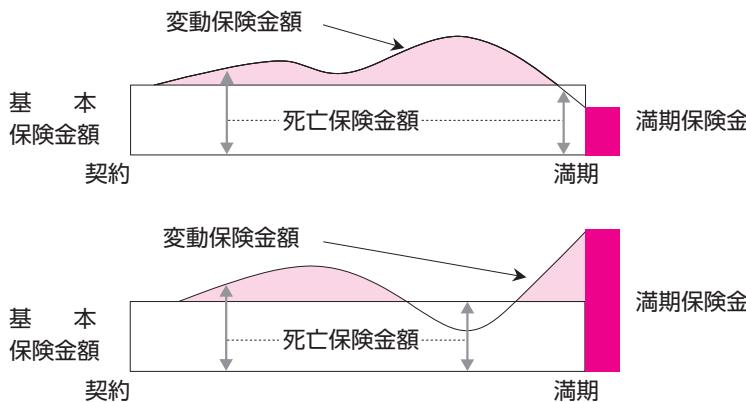
株式や債券を中心に資産を運用し、その運用実績によって保険金や解約返戻金が変動する保険。満期保険金がある有期型と、一生涯保障が続く終身型、個人年金タイプの変額個人年金がある。

定額保険（運用実績にかかわらず保険金額が一定で、運用リスクは保険会社に帰属する）は「一般勘定」で運用されるが、変額保険は「特別勘定」で運用され、運用リスクは契約者に帰属する。なお、死亡保険金（および高度障害保険金）は契約時に定めた基本保険金額が保証されているが、満期保険金額・解約返戻金額は保証されていない。

（1）特別勘定とは

変額保険の資産を管理運用する勘定。運用結果を直接的に契約者に還元することを目的として、他の財産と区分して経理される。定額保険にかかる資産を管理運用する一般勘定とは明確に区分される。

■変額保険（有期型）の仕組み

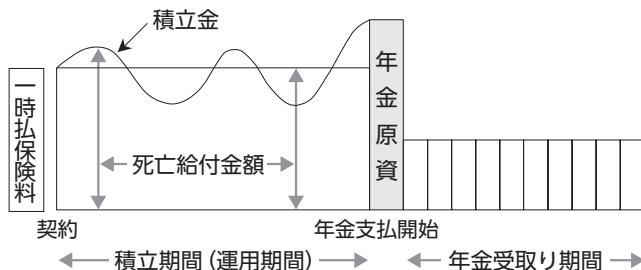


(2) 変額個人年金保険

資産運用実績により、受け取る年金や解約返戻金が変動（増減）する自己責任型（運用リスクは契約者）の個人年金保険（生命保険会社の商品）で、変額保険の一種。

なお、年金受取開始前に被保険者が死亡した場合の死亡給付金には、一般的に最低保証（保険料相当額）がある。

■年金原資が払込保険料を上回った場合（保険料一時払）



- ・ターゲット型：契約してから一定期間経過後にあらかじめ設定した目標値に運用実績が到達した場合に、運用実績を確保して一般勘定へ移行し、以降の運用を安定的に行う商品である。
設定した目標値に達しない場合は基本的な仕組みと同じである。
- ・ラチエット型：運用実績が好調な場合、年金原資や死亡保障額が積立金の増加に応じて引き上げられ、一度引き上げられた最低保証額は引き下げられることはない。解約返戻金の保証はない。
- ・ロールアップ型：運用実績にかかわらず毎年所定の割合で年金原資や死亡給付金などの最低保証額が増加する。解約返戻金の保証はない。

11 外貨建保険

養老保険や終身保険、個人年金保険などの保険種類について、保険料の払込みや保険金の受け取りを外貨建てで行う仕組みを取り入れたもの。

海外の比較的高い金利を反映することで、一般に予定利率を高く設定している。

円入金特約や円換算支払特約が付加されていることも多く、払込保険料は円貨で支払い、保険金等を受け取るときも円貨に換えて受け取ることができる。

為替レートの変動により、受け取る円換算の保険金額などが契約時における円換算後の保険金額を下回る場合や、受け取る円換算後の保険金額などが払込保険料の総額を下回ることがある。外貨を円に交換する際には為替差損益が生じる可能性がある。

なお、外貨建保険の邦貨換算は、相続税・贈与税の対象となる場合、支払事由該当日におけるTTBにより行われ、邦貨換算後の税額計算については、邦貨建の契約と取扱いは同じである。

■外貨建て個人年金のイメージ図



12 市場価格調整（MVA）を利用した保険

終身保険、養老保険、個人年金保険などの保険商品（外貨建保険を含む）について、市場価格調整により解約返戻金が変動する仕組みを取り入れたもの。

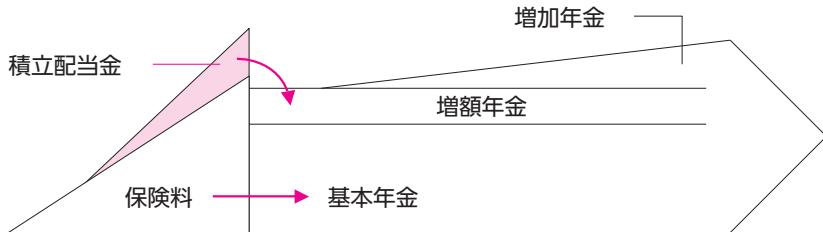
一般に、中途解約時に積立金額に所定の「市場価格調整率」を用いて、解約時の運用資産の価値を解約返戻金に反映（控除・加算）する。

よって、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金が払込保険料の総額を下回ることがあり、損失が生じることがある。具体的には、途中解約時の市場金利が契約時と比べ上昇した場合、解約返戻金は減少し、逆に下落した場合は増加する。

13 個人年金保険

支払われる年金はその原資により、保険料を原資とし、契約により支払いが保証されている「**基本年金**」と、年金開始前の積立配当金を原資とする「**増額年金**」、年金開始後の配当金を原資とする「**増加年金**」の3つの部分に分かれているが、支給の際にはこれらがまとめて支払われる。

■個人年金保険の概念図

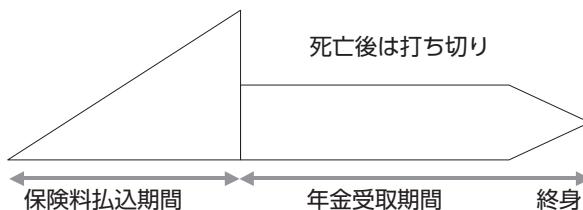


個人年金保険とは、契約時に定めた一定の年齢から年金が受け取れる保険商品であり、年金の受取期間により、「終身年金」「保証期間付終身年金」「確定年金」「有期年金」「保証期間付有期年金」「夫婦年金」のように分類される。

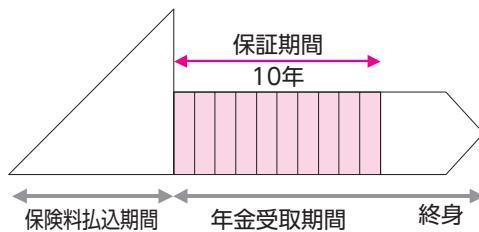
保険料払込期間中に被保険者が死亡した場合、一般に既払込保険料相当額が死亡給付金受取人に支払われ、保証期間または確定年金の年金支払期間中に被保険者（＝年金受取人）が死亡した場合、遺族に対し、残存期間分の年金または残存期間分の年金原資が支払われる。

終身年金の保険料は、契約内容を同一とする場合、被保険者が**女性**の方が男性よりも高くなる。

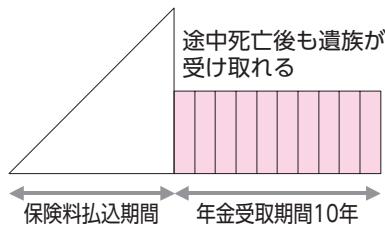
- ・**終身年金**：生存している限り年金が支払われる。死亡した時点で年金は打ち切られる。



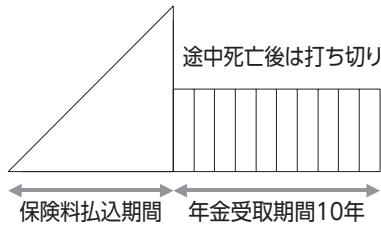
- ・**保証期間付終身年金**：保証期間中は生死に関係なく年金が支払われ、その後は生存している限り年金が支払われる。保証期間中に死亡した場合、残りの保証期間に対応する年金または一時金が遺族に支払われる。



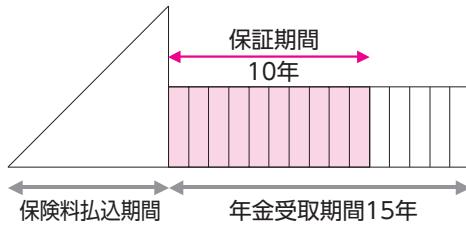
- ・**確定年金**：生死に関係なく一定期間だけ年金が支払われる。年金受取期間中に死亡した場合、残りの期間に対応する年金または一時金が遺族に支払われる。



- ・**有期年金**：生存している限り一定期間だけ年金が支払われる。年金受取期間中に死亡した場合、その時点で年金は打ち切られる。



- ・**保証期間付有期年金**：保証期間中は生死に関係なく年金が支払われ、その後は生存している限り一定期間だけ年金が支払われる。保証期間中に死亡した場合は、残りの保証期間に対応する年金または一時金が遺族に支払われる。



- ・**夫婦年金**：夫婦のいずれかが生きている限り年金が支払われる。まず被保険者に年金が支払われ、被保険者の死亡後は配偶者が死亡するまで同額の年金が支払われる。
(注)「保証期間付夫婦年金」の場合は、保証期間内であれば2人が死亡しても残りの保証期間に対応する年金または一時金が遺族に支払われる。

14 トンチン年金

トンチンとは、死亡時の支払額を抑え、生存している他の加入者の年金額を大きくする仕組みをいう。考案者の名前に由来し、長生きすれば得になる保険（年金）である。

年金支払開始前に被保険者が死亡または解約した場合の支払額を大幅に抑え（死亡保障がないものもある）、その分、年金額を大きくしている。そのため、年金支払開

始前に解約する場合、どの時点でも解約返戻金の額が払込保険料を下回る。

基本的な年金種類は終身年金であるが、保証期間付終身年金や確定年金を選択できる商品もある。終身年金や保証期間付終身年金では、受取回数によっては年金受取総額が払込保険料総額を下回る。したがって、長寿であれば得であるが、短命となってしまった場合は年金受取総額が払込保険料総額を下回る。

15 総合福祉団体定期保険

従来のAグループ保険から1996年に変更され、被保険者同意を強化した保険。

総合福祉団体定期保険は、**1年**更新の定期保険であり団体で加入する料率を適用するため、被保険者が個人で定期保険に加入するよりも保険料は安く、手続きも簡単である。従業員の遺族保障資金として会社の従業員規程に合わせて準備する。

また、被保険者となる役員・従業員は、10人以上が加入条件となるため、人数の少ない企業の場合、この保険の活用はできない。

(1) 契約形態

- ① 契約者：法人
- ② 被保険者：**役員・従業員**
- ③ 保険金受取人：**被保険者の遺族**（被保険者の同意があれば**法人も可**）

(2) 保険金額

主契約、災害総合保障特約ヒューマン・バリュー特約に区分される。

- ・主契約：死亡保険金が規程^{*}等に基づき役員・従業員の遺族に支払われる。
- ・災害総合保障特約：不慮の事故による障害・入院給付があり、**被保険者である役員・従業員が受け取る**（被保険者の同意のうえ法人を受取人とすることができる）。
- ・ヒューマン・バリュー特約：役員・従業員の死亡に基づき法人の経済的損失を補償するものとして**法人が受け取る**。主契約と同額（2,000万円限度）まで加入することができる。

※ 規程とは、死亡退職金規程など。

(3) ヒューマン・バリュー特約

ヒューマン・バリュー特約とは、役員・従業員に万一のことがあった場合に法人が負担すべき諸費用の財源を確保し、役員・従業員が**死亡または高度障害状態**になった場合の死亡保険金または高度障害保険金は**法人が受け取る**。

役員・従業員の死亡に伴う諸費用の発生例としては、代替者の採用、育成経費、代替雇用者が育成されるまでの間の企業収益低下に備える保全費用、遠隔地での死亡の場合、遺族の渡航費用、葬儀費用のうち団体が負担すべき費用である。

特約の付加には**被保険者の同意が必要**となる。

(4) 被保険者同意

従業員、役員が**被保険者になることを同意**することが要件。

(5) 経理処理

保険料は損金算入。従業員に課税関係はない。

ただし被保険者が役員のみで死亡保険金受取人をその遺族としている契約では、被保険者の給与となる。

(6) 診査

原則として**告知書扱い**。健康で正常に勤務または就業している団体の所属員であれば可能であり、医師の診査は必要ない。

(7) 保険金請求時の遺族の了承

死亡保険金受取人が法人である場合には、死亡保険金の請求手続きをする際に、被保険者の**遺族の同意が必要**である。

16 財形保険

生命保険の財形貯蓄商品は、財形貯蓄保険（一般財形）、財形住宅貯蓄積立保険（住宅財形）、財形年金積立保険（年金財形）がある。

生保財形は、保険期間中に被保険者が不慮の事故などによる死亡・高度障害に該当した場合、**払込保険料累計額の5倍相当額の災害死亡保険金**が積立金とともに支払われる。保険料は生命保険料控除の対象とはならない。

財形住宅貯蓄保険と財形年金積立保険には非課税限度額が設けられている。

- ・財形住宅貯蓄積立保険：払込保険料累計額**550万円**
- ・財形年金積立保険：払込保険料累計額**385万円**（財形住宅貯蓄と合計払込保険料累計額550万円まで）

17 特約の種類と内容

特約は、一般に主契約の保険期間に合わせた更新型から終身型まで、ニーズに合わせた保険期間を選択できるものもある。

第三分野の保険、それ以外の保険や特約も含めて参考として下表に記載する。

(1) 不慮の事故・病気入院に備える（医療特約・他の特約）

名称など	主な給付名称	一般的な概略
災害割増特約	災害死亡保険金	不慮の事故で180日以内に死亡・高度障害状態、特定感染症により死亡・高度障害状態のとき保険金を支払う
傷害特約	災害死亡保険金 障害給付金	不慮の事故で180日以内に死亡・高度障害状態、特定感染症により死亡・高度障害状態のとき保険金を支払い、 身体障害状態のとき給付金を支払う

特定損傷特約	特定損傷給付金	不慮の事故により180日以内に「骨折」「関節脱臼」「腱の断裂」の場合、入院の有無を問わず一定の金額を支払う。通算10回限度
疾病入院（特約）	疾病入院給付金	病気で5日以上入院したとき入院5日目から給付金を受け取れる（5日型）。1入院支払限度日数は60日、120日、180日、360日、1000日等。通算日数は700日、1095日等。日帰り入院から受け取れる保険会社も多い
	手術給付金	病気・不慮の事故で所定の手術をしたとき、入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金が支払われる一律10倍、一律20倍、給付金なし等の商品もある
災害入院特約	災害入院給付金	医療保険の場合、災害入院保障がセットになっている。不慮の事故で180日以内に入院したとき入院5日目から支払われる。日帰り入院から支払う保険会社も多い
短期入院特約	短期入院給付金	病気やケガで継続して2日以上入院したとき1日目より受け取れる。1入院4日が限度、通算60日限度
通院特約	通院給付金	入院給付金の支払対象となった入院をした後、同病気治療のための120日以内の通院について給付金（30日限度）を支払う

（2）特定の疾病などに備えるもの

名称など	主な給付名称	一般的な概略
成人病入院特約 生活習慣病入院特約	成人病入院給付金（生活習慣病入院給付金） 生活習慣病手術給付金	ガン・心疾患・脳血管疾患・高血圧性疾患・糖尿病で入院したときに支払われる 生活習慣病として上記の他、肝硬変、慢性腎不全等まで範囲を広げている保険会社もある
ガン入院特約	ガン入院給付金 ガン診断給付金 ガン手術給付金 ガン通院給付金	ガン入院給付金は、ガン治療目的の入院について1日目から支払われる（無制限） 初めてガンと診断されたとき（一定年数経過時のガン診断）に診断給付金が支払われる ガンによる手術、ガン入院したあとの通院（5日・20日以上など規定あり）についてガン手術給付金、通院給付金が支払われる
女性疾病入院特約	女性疾病入院給付金 女性疾病手術給付金	女性特有の病気（乳ガン、卵巣ガン、子宮ガン、子宮内膜症、子宮筋腫、妊娠の合併症、分娩の合併症、関節リュウマチ、腎不全など）の入院について給付金を支払う 女性疾病を直接の原因とした治療を目的とした手術について手術給付金を支払う
先進医療特約	先進医療給付金	病気やケガにより、厚生労働大臣に療養時に承認されている先進医療を適合する病院または診療所で治療を受けたとき、その技術料に応じた給付金を支払う。通算1,000万円、2,000万円を上限としている会社もある

(3) 介護特約（保険）

約款に定める所定の要介護状態になり、その状態が一定期間継続したと医師により診断確定された場合、介護一時金や介護年金（または併給）を受け取ることができる。

年金は一定期間または一生涯受け取れる（受取期間中に所定の状態に該当しなくなった場合、年金が停止されるものと停止されないものがある）。

また、上記内容に加え公的介護保険の要介護認定に連動して受け取れるものもある。

- ・死亡した場合には、死亡給付金が受け取れる（介護年金と同額のものもある）。

死亡給付金が支給されないものもある。

- ・保険期間が一定の定期型と生涯保障の終身型、年金給付型がある。

(4) 総合医療特約

災害入院特約と疾病入院特約を組み合わせた特約。創傷処理やデブリードマンなどの手術は手術給付金の支払対象外。

(5) リビング・ニーズ特約

- ・原因にかかわらず余命6カ月以内と診断された場合に、保険金の全部（一般に3,000万円限度）または一部を生前に受け取れる。
- ・特約の保険料は必要ないが、リビング・ニーズ特約保険金を請求する場合、指定保険金額から6カ月分の保険料とその利息が差し引かれて保険金が支払われる。請求した部分の保険は消滅し、以降該当部分に相当する保険料の支払いは必要ななくなる。また、保険金全額を請求する場合、保険契約は消滅する。

POINT!

総合福祉団体定期保険や財形保険、終身保険など基本的な商品の特徴を中心に学習しよう！

4 第三分野の保険とは

人のケガ、病気、介護、就業不能状態などに備える保険は、生命保険分野（第一分野の保険）にも損害保険分野（第二分野の保険）にも属さず「第三分野の保険」に該当する。

生命保険	人の生死について一定金額の保険金を支払う契約（第一分野の保険）
損害保険	偶然の事故によって生じる物の損害に応じて保険金を支払う（実損払い）契約（第二分野の保険）
第三分野の保険	人のケガや病気などに備える契約

第三分野の保険を主契約として契約する単体加入型と、特約として主契約に付加する特約型に分かれる。

生命保険の分野で紹介した災害入院特約、疾病入院特約、生活習慣病入院特約、女性疾病入院特約、通院特約、先進医療特約、ガン入院特約および損害保険の分野で紹介している傷害保険なども第三分野の保険に該当する。

ここでは、医療保険、ガン保険、所得補償保険、就業不能保険、認知症保険を中心に記載する。

POINT!

第三分野の保険の範囲を確認しよう。

5 第三分野の保険商品

1 医療保険（特約）

病気やケガによる入院・手術等を幅広く保障する保険。保険期間が一定の定期型（更新可能）と終身型がある。最近では1泊2日や日帰りの入院から保障するものが多い。手術保障をセットにしている商品が多いが、付加するか選択する商品もある。

終身型の医療保険の保険料払込期間は、終身払い、有期払いを選択できる商品が多い（終身払いに限定されるものもある）。

入院給付金支払日数には「1入院」「通算日数」に限度がある。なお、一般に退院の翌日から**180日以内**に同一の事由で再入院した場合には「1入院」とみなされる。

入院の短期化、治療費の高額化に対応し、入院日数の長短にかかわらず、入院1日目・日帰り入院から所定の一時金が支払われる商品が販売されている。

（注）死亡保険金は、支払われるタイプと支払われないタイプがある。なお、損害保険会社が扱う医療保険は、疾病死亡に対して死亡保険金は支払われない。

2 ガン保険

保障の対象をガンに絞り、診断・入院・手術・通院・在宅療養給付など幅広く保障する保険。保険期間が一定の定期型（更新可能）と終身保障の商品がある。

医療保険と異なり、一般にガン入院給付金支払日数は無制限となっている。責任開始期から**90日間**程度の免責期間（待ち期間）を設けているものが多く、その間にガンと診断された場合には給付の対象とならない。

（注）ガン死亡保険金は、ガンが原因で死亡した場合に支払われる。ガン以外で死亡したときには死亡保険金がないか、ガンによる死亡よりも少額の死亡保険金となることが一般的である。

3 所得補償保険

病気やケガにより、就業不能な場合に保険金が支払われ所得の喪失を補償する保険である。保険金支払いの対象となるのは、「全く仕事ができない状態」なので、入院しているかは問題ではない。補償は、一定の免責期間を経過した時点から開始して、あらかじめ設定しているてん補期間が最長になる。

保険料は、職業や職種、年齢、てん補期間、免責期間により異なる。

所得補償保険の場合、保険金額は1カ月当たりの休業補償額として設定する。このため保険金額は、病気やケガのために失う1カ月の所得額の範囲内で決めることになる。この所得は過去12カ月の平均月間所得額で年金や利子等、就業によらず発生する収入は除かれる。

保険期間中、無事故であれば、無事故戻しとして満期時に保険料の20%が払い戻さ

れる（ないタイプもある）。保険期間を2年以上で設定する長期所得補償保険には無事故戻しはない。

4 就業不能保険

就業不能保険は、被保険者が傷害または疾病により、長期間働けなくなり収入が途絶えることを保障する保険である。入院していないくても所定の要件（就業不能状態）に該当し、所定の期間が経過すると保険金や給付金が一時金や年金形式で支払われる。商品によっては、**精神疾患による就業不能を保障するものもある。**

就業不能状態は、保険会社により異なるが、次の状態を指すことが多い。

- ・公的年金の障害基礎年金（1級、2級）の受給権が生じた場合（精神障害状態を除く）
- ・公的介護保険の要介護1や2以上と認定された場合
- ・身体障害者手帳の交付（1級、2級が多いが3級を取り扱う保険会社もある）を受けた場合
- ・医師の指示により在宅療養している状態が所定の期間継続している場合
- ・所定の身体障害状態にあり入院または在宅療養をしている場合

5 認知症保険

認知症保険は、被保険者が所定条件を満たす認知症または認知症による介護状態となった場合に保険金・給付金が支払われる。

一般に医師によりアルツハイマー病の認知症や血管性認知症等に該当する器質性認知症と診断された場合に保険金・給付金の支払対象となる。また、認知症の前段階である軽度認知障害（MCI）を保障する商品も販売されている。

POINT!

第三分野の保険商品について確認しよう。

チェックテスト

- (1) 責任開始期（日）は、一般に、「申込み」「告知・診査」「第1回目保険料（充当金）の払込み」「保険会社の承諾」の順に手続きが行われた場合には、「保険会社の承諾」の日となる。
- (2) 失効した生命保険契約を復活した場合、復活後の保険料は、復活時の年齢で計算されず、失効前の契約の保険料率が適用される。
- (3) 失効した生命保険を復活した場合、責任開始期（日）は、その契約が失効した日となる。
- (4) 保険料払込猶予期間を超えて、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に生命保険会社が立て替え、契約を有効に継続させる制度を自動振替貸付制度という。
- (5) 延長（定期）保険は、保険料の払込みを中止し、その時点での解約返戻金をもとに元の保険金額と同額の定期保険に変更するもので、一般に、変更後の保険期間は、元の保険期間より短くなる。
- (6) 既加入保険を払済保険に変更する場合、付加している各種特約は消滅するが、一般に、リビング・ニーズ特約は継続される。
- (7) 個人年金保険料税制適格特約が付加された個人年金保険は、契約日から10年間は払済年金保険に変更することができない。
- (8) 被保険者が死亡し、死亡保険金受取人が死亡保険金の請求をした場合、通常、保険会社に請求書類が到着した日の翌日から10営業日以内に死亡保険金が支払われることとされている。
- (9) 総合福祉団体定期保険は、原則として無告知・無診査で加入することができ、役員および従業員を被保険者とすることができます。
- (10) ヒューマン・バリュー特約は、役員および従業員の死亡等による企業の経済的損失に備えるための特約であることから、死亡保険金の受取人は、契約者である企業に限定されている。

解答

- (1) × (2) ○ (3) × (4) ○ (5) ○
(6) ○ (7) ○ (8) × (9) × (10) ○

第8章

損害保険の仕組みと保険商品

過去の出題状況	2021.5	2021.9	2022.1	2022.5	2022.9	2023.1
損害賠償と法律						
火災保険／地震保険		☆	☆		☆	☆
自動車保険	☆		☆	☆		☆
その他の保険商品	☆	☆	☆	☆	☆	

1. 損害保険の仕組み

損害保険の基本的な仕組みや基本用語について理解する。

2. 損害賠償と法律

損害賠償と法律に関する知識が重要である。

3. 損害保険商品

損害保険の商品、特に自賠責保険、地震保険、賠償責任保険が重要である。

1 損害保険の仕組み

損害保険とは、偶然の事故による物の損害（金銭に見積もることができる利益）について、その経済的損害に対する損失をてん補（実損てん補）する制度である。よって、契約者は損害保険で得をしてはならないとされ、これを「利得禁止の原則」という。

損害保険の保険料は、生命保険と同様に大数の法則、収支相等の原則で保険料が算出される。保険契約者の保険料は、各人のリスクの度合いに応じた保険料でなければならないことを「給付反対給付均等の原則」といい、リスクに対して公平な保険料で成り立っている。

1 保険料の仕組み

保険料は、保険金の支払いに充てられる「純保険料」と、保険事業運営のために必要な経費、代理店手数料などの諸費用および利益からなる「附加保険料」で構成される。



2 損害保険の基本用語

生命保険で学習する類似用語を除くと以下のようなものがある。

- ① **異動**：保険契約を締結した後、契約内容を変更する場合に、契約者の申し出による契約内容の変更をいう。
- ② **告知義務**：保険契約者または被保険者は、契約の締結に際し、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち保険者が告知を求めた告知事項について事実の告知をしなければならない。
- ③ **通知義務**：危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者または被保険者に遅滞なくその旨の通知をすべきことが当該損害保険契約で定められている場合に遅滞なく通知すること。
たとえば火災保険の契約で、住居を事務所に改造した場合や、引っ越しをして建物の構造が変化した場合などは通知することが約款に記載されている。
- ④ **被保険利益**：ある物に偶然に事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益とい

う。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となる。

⑤ **保険の対象**：保険契約の対象となるものをいう。

たとえば、火災保険での建物・家財、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などが保険の対象である。

⑥ **保険料率**：保険料の保険金額（契約金額）に対する割合で、一般的には単位保険金額当たりの金額で示される。

契約者が保険会社に支払う保険料に対応する料率は「営業保険料率」といわれている。この営業保険料率は将来の保険金支払いに充当される部分（純保険料率ともいう）と保険会社の社費などに充当される部分（付加保険料率ともいう）の2つに分けられる。

⑦ **免責金額**：自己負担する金額である。

免責金額を超える損害については、保険金から免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがある。

⑧ **元受保険**：再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険がなされているとき、再保険契約に対してその保険契約を元受保険という。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合がある。

⑨ **再調達価額**：保険の対象と同等のものを新たに建築、あるいは購入するために必要な金額をいう。この再調達価額から経過年数や使用損耗による減価を差し引いた額が時価（額）である。時価（額）を基準にして保険金を算出する保険が多いが、火災保険の価額協定保険（特約）や新価保険などにおいては、再調達価額を基準にして保険金を算出する。

⑩ **時価（額）**：同等のものを再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除して算出した金額をいう。

⑪ **保険価額**：被保険利益を金銭に評価した額であり、保険事故発生の場合に被る可能性のある損害の最高見積額となる。

⑫ **保険金額**：保険をいくら付けるかという場合の「いくら」にあたる金額を指す。「事故によって損害が発生したら、この金額を最高限度として支払います」と契約の際に契約者と保険会社の間で約束した金額、つまり契約金額のことである。

⑬ **保険金**：保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金額のことをいう。

⑭ **比例払方式**：事故によって損害が発生したとき、保険金額（契約金額）が保険を付けていた物の価額（時価）より不足している場合に、その不足する割合に応じて保険金を削減して支払う方式をいう。

⑮ **全損**：保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価（額）を超えるような場合のことをいう。前者の場合を現実全損（絶対全損ともいう）、後者の場合を経済的全損（海上保険の場合は推定全損）という。なお、これらに至らない損害を分損という。

・**現実全損**（絶対全損）

保険の対象が完全に滅失した場合のことである。

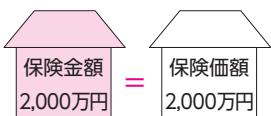
・**経済的全損**

修理・回収に要する費用が再調達価額または時価額を超える場合のことである。

■全部保険・一部保険・超過保険

全部保険	保険金額と保険価額が同額の保険のこと 損害額は全額保険金として支払われる（実損払方式）
一部保険	保険金額が保険価額より小さい保険のこと 損害額が保険金額の範囲内であっても、保険金額と保険価額の割合により保険金が削減される（比例払方式）
超過保険	保険金額が保険価額より大きい保険のこと 「利得禁止の原則（保険による不当利得は認められない）」 契約者が善意で重大な過失がない場合、超過部分の契約は取り消すことができる。損害額は全額保険金として支払われる

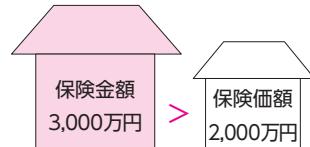
<全部保険>



<一部保険>



<超過保険>



POINT!

損害保険の基本用語の確認をしよう！

2 損害賠償と法律

個人が日常生活を営む上で、不法行為により他人の権利を侵害し損害を与えたなどの不法行為責任を負ったときや、債務不履行があった場合、法律上の損害賠償責任を負うこととなる。

- ・**不法行為責任（民法709条）**：故意または過失により他人の権利を侵害し、その結果、損害を与えた場合は、被害者に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ・**債務不履行責任（民法415条）**：契約の当事者である債務者が自己の責任で契約上の義務を果たせなかった場合、債務者は債権者に対しその損害を負う。

■時効（2020年4月以降）

不法行為	債務不履行
・損害・加害者を知ったときから3年 (人身傷害の場合は5年)	・権利行使ができると知ったときから5年
・不法行為の時から20年	・権利の行使ができる時から10年（人身傷害の場合は20年）

1 火災と法律

軽過失（ちょっとした不注意）による火災（失火）で隣家に延焼損害を与えてしまった場合には、民法709条の不法行為責任に優先して「失火の責任に関する法律」（以下「失火責任法」という）が適用される。この結果、民法709条は適用されず、失火責任法により隣家に対する損害賠償責任は負わないことになる。ただし、重過失（著しい注意欠如）または故意による失火、爆発事故や爆発に伴う発火による火災の場合は、火元が損害賠償責任を負うことになる。

賃貸住宅の場合、借りている部分の火災による損害は、民法415条の債務不履行責任となるため、失火責任法の適用はされず、火災を起こした借家人は、軽過失であっても、家主に対して損害賠償責任を負うことになる。

原因	隣家への賠償	家主への賠償
軽過失による失火	損害賠償責任を負わない (失火責任法の適用)	
爆発による損壊 重過失または 故意による失火	損害賠償責任を負う (民法の不法行為責任)	損害賠償責任を負う (民法の債務不履行責任)

2 自動車事故と法律

自動車による人身事故では、特別法である「自動車損害賠償保障法」（以下「自賠法」という）の規定が優先され、自賠法に規定のない事項については、民法の規定を適用する。

民法では、加害者に故意・過失があったことを被害者側が立証しなければならない「過失責任主義」をとっているが、自賠法では被害者救済の観点から、加害者が法律で定める一定の条件^{*}を立証できない限り賠償責任を負うという一種の「無過失責任主義」をとっている。

※ 一定の条件とは (①②③) の 3 条件

- ① 加害者側は自動車の運転者および保有者に自動車の運行について過失がなかったこと
- ② 被害者または第三者（運転者を除く）に故意・過失があったこと
- ③ 自動車に欠陥がなかったこと

原則としてすべての車（原動機付自転車含む）は、「自動車損害賠償責任保険」（以下「自賠責保険」という）に加入が義務づけられており、万が一、人身事故を起こした場合でも基本的な補償を行うことができるようになっている。

（注）物損事故は自賠法が適用されない。

3 製造物責任と法律

製造物責任法（PL法）は、被害者は製造業者の過失を立証する必要はなく、製品の欠陥により、生命、身体または財産に損害を被ったことを証明した場合に、被害者は製造業者などに対して損害賠償を求めることができる法律である。

たとえば、製造業者が、自ら製造、加工、輸入または一定の表示をし、引き渡した製造物の欠陥により他人の生命、身体または財産を侵害したときは、過失の有無にかかわらず生じた損害を賠償する責任があることを定めている。

（1）法律の対象となる製造物

製造または加工された動産（不動産、未加工農林畜産物、電気、ソフトウェアなどは該当しない）。修理（元にもどす）は対象とならない。

（2）欠陥

製造物に関するいろいろな事情（判断要素）を総合的に考慮して、通常有すべき安全性を欠いていることをいう。設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示警告上の欠陥などがある。単なる品質上の不具合はPL法の賠償責任の根拠となる「欠陥」にはあたらない。

POINT!

不法行為責任や債務不履行責任と失火責任法との関係を理解しよう。

チェックテスト

- (1) 自賠責保険では、被害者に60%を超える過失がある場合、被害者に支払われる保険金額について減額が行われる。
- (2) 賃貸住宅に住んでいるAさんが、ガス爆発事故を起こし、借家および隣家を損失させてしまった場合、失火責任法の規定が適用されないため、Aさんは家主および隣家の所有者に対して賠償責任を負う。
- (3) 火災保険の対象となる住宅建物は、その構造により、通常、M構造、T構造、H構造に区分され、構造級別による保険料率は、H構造が最も高く、M構造が最も低い。
- (4) 地震保険では、生活用動産については地震、噴火または津波を直接または間接の原因とした火災、損壊、埋没または流失による損害のほか、地震等の発生に伴い生じた盗難による損害も補償の対象となる。
- (5) 地震保険の保険料割引制度による割引率は、「耐震診断割引」が10%、「建築年割引」が10%、「免震建築物割引」が50%、「耐震等級割引」が居住用建物の耐震等級に応じて10%、30%、50%の3区分となっている。
- (6) ノンフリート等級制度において10等級の契約者が自動車を盗難され、車両保険金のみが支払われた場合、当該事故は「等級すえおき事故」であり、更新後の等級は10等級となる。
- (7) 普通傷害保険の被保険者が、仕事で業務用車両を運転中に交通事故に巻き込まれてケガをし、通院した場合、当該保険の補償の対象となる。
- (8) 会社役員賠償責任保険の被保険者となる役員には、保険期間中に退任した役員や新たに選任された役員も含まれる。
- (9) 施設所有（管理）者賠償責任保険の被保険者である飲食店が、自転車で商品配達中に誤って通行人に衝突して負傷させた場合に、通行人に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害は、同保険の補償の対象となる。
- (10) 機械保険は、保険の目的である機械設備等が、火災、物理的原因による破裂・爆発および従業員の誤操作等による不測かつ突発的な事故によって損害を受けた場合に、その修理費を補償する保険である。

解答

- (1) × (2) ○ (3) ○ (4) × (5) ○
(6) × (7) ○ (8) ○ (9) ○ (10) ×